

第 17 誘導灯及び誘導標識

1 用語の定義

- (1) 「誘導灯」とは、火災時、防火対象物内にいる者を屋外に避難させるため、避難口の位置や避難の方向を明示し、又は避難上有効な照度を与える照明器具をいい、避難口誘導灯、通路誘導灯及び客席誘導灯に区分される。
- (2) 「点滅形誘導灯」とは、自動火災報知設備からの火災信号により、自動的にキセノンランプ、白熱電球又は蛍光ランプを点滅する装置を誘導灯器具に内蔵するもの又は外付けするもの（誘導灯の近くに外付け形点滅装置を設置するものを含む。）をいう。
- (3) 「誘導音装置付誘導灯」とは、自動火災報知設備からの火災信号により、自動的に避難口の所在を示すための警報音及び音声を発生する装置を誘導灯の内部に有するもの又は外部に取り付けるもの（誘導灯の近くに取り付ける誘導音装置を含む。）をいう。
- (4) 「点滅形誘導音装置付誘導灯」とは、点滅機能及び音声誘導機能を付加した誘導灯をいう。
- (5) 「誘導標識」とは、火災時、防火対象物内にいる者を屋外に避難させるため、避難口の位置や避難の方向を明示した標識をいう。
- (6) 「蓄光式誘導標識」とは、燐光等により光を発する誘導標識をいう。JIS Z8716 の常用光源蛍光ランプ D65 により、照度 200 ルクスの外光を 20 分間照射し、その後 20 分間経過した後における表示面が 24mcd/m^2 以上 100 mcd/m^2 未満の平均輝度を有するものを中輝度蓄光式誘導標識といい、 100 mcd/m^2 以上の平均輝度を有するものを高輝度蓄光式誘導標識をいう。
- (7) 「信号装置」とは、自動火災報知設備からの火災信号、その他必要な動作信号又は手動信号を誘導灯に伝達する装置をいう。
- (8) 「移報用装置」とは、火災信号を信号装置に移報する装置をいう。
- (9) 「連動開閉器」とは、信号装置等からの信号により誘導灯を消灯するための電磁開閉器をいう。
- (10) 「光電式自動点滅器」とは、外光の明暗により自動的に電気信号を出力するものをいう。
- (11) 「施錠連動装置」とは、出入口扉の施錠と連動して、電気信号を出力するものをいう。
- (12) 「照明器具連動装置」とは、照明器具の点灯と連動して電気信号を出力するものをいう。
- (13) 「居室」とは、建基法第 2 条第 4 号に規定するもののほか、駐車場、車庫、機械室、ポンプ室等これらに相当する室をいう。
- (14) 「非常用の照明装置」とは、建基令第 126 条の 4 第 1 項に規定されるもので、建築基準法令の技術基準に適合しているものをいう。
- (15) 「開放廊下」とは、直接外気に開放され、かつ、住戸等の火災時に発生する煙を有効に排出できる廊下をいう。
- (16) 「廊下等」とは、避難階若しくは地上に通ずる直通階段（傾斜路を含む。）、直通階段の階段室、その附室の出入口又は直接屋外に出られる出入口へ通ずる廊下又は通路をいう。
- (17) 「主要な避難口」とは、避難階にあっては、屋内から直接地上へ通ずる出入口（附室が設けられている場合にあっては、当該附室の出入口）、避難階以外の階にあっては、直通階段

の出入口（附室が設けられている場合にあっては、当該附室の出入口）をいう。

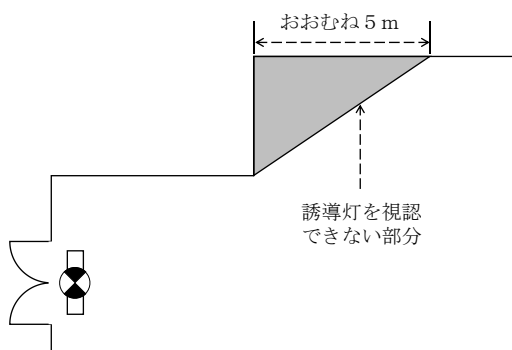
- (18) 「最終避難口」とは、屋内から直接地上へ通ずる出入口（附室が設けられている場合にあっては、当該附室の出入口）をいう。

- (19) 「外光」とは、自然光のことをいう。

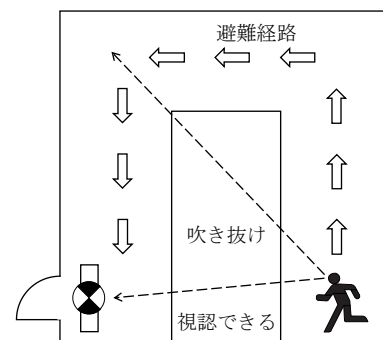
なお、当該場所には採光のための十分な開口部が存すること。

- (20) 「容易に見とおし、かつ、識別することができる」とは、建築物の構造、什器等の設置による視認の障害がないことをいう。ただし、出入口や誘導灯が障害物により視認できない場合であっても、人がおおむね 5m 程度移動することにより出入口や誘導灯を視認できるときは、容易に見とおし、かつ、識別することができるものとみなす。（第 17-1 図参照）

なお、吹き抜け等がある場合は、避難経路を含めて視認できること。（第 17-2 図参照）



< 第 17-1 図 >



< 第 17-2 図 >

2 構造及び性能

誘導灯及び誘導標識の構造及び性能は、関連規定によるほか、次によること。

関 連 規 定		
規則第 28 条の 3	第 1 項	
	第 4 項	第 5 号、第 7 号
その他	「誘導灯及び誘導標識の基準」（平成 11 年消防庁告示第 2 号）	

- (1) 誘導灯及び誘導標識は、認定品を使用すること。◇

- (2) 誘導灯の区分

避難口誘導灯及び通路誘導灯（階段又は傾斜路に設けるものを除く。）は、誘導灯の区分に応じて第 17-1 表で定める縦寸法及び表示面の明るさを有するものであること。

< 第 17-1 表 >

区 分		表示面の縦寸法（メートル）	表示面の明るさ（カンデラ）	表示型式
避難口 誘導灯	A 級	0.4 以上	50 以上	A 級
	B 級	0.2 以上 0.4 未満	20 以上	B 級・B H 形
			10 以上 20 未満	B 級・B L 形
	C 級	0.1 以上 0.2 未満	1.5 以上	C 級
通 路 誘導灯	A 級	0.4 以上	60 以上	A 級
	B 級	0.2 以上 0.4 未満	25 以上	B 級・B H 形
			13 以上 25 未満	B 級・B L 形
	C 級	0.1 以上 0.2 未満	5 以上	C 級

(3) 誘導灯の有効範囲

ア 避難口誘導灯及び通路誘導灯の有効範囲は、当該誘導灯までの歩行距離が次の(ア)又は(イ)に定める距離のうち、いずれかの距離以下となる範囲とする。ただし、当該誘導灯を容易に見とおすことができない場合又は識別することができない場合にあっては、当該誘導灯までの歩行距離が 10m 以下となる範囲とする。

(ア) 第 17-2 表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる距離

<第 17-2 表>

区 分			距離 (メートル)
避難口 誘導灯	A 級	避難の方向を示すシンボルのないもの	60
		避難の方向を示すシンボルのあるもの	40
	B 級	避難の方向を示すシンボルのないもの	30
		避難の方向を示すシンボルのあるもの	20
	C 級		15
通 路 誘導灯	A 級		20
	B 級		15
	C 級		10

(注) 表示面の縦寸法が A 級は 0.4m、B 級は 0.2m、C 級は 0.1m のものを基本とする。

(イ) 次の式に定めるところにより算出した距離

$$D = k h$$

D は、歩行距離 (単位：メートル)

h は、避難口誘導灯又は通路誘導灯の表示面の縦寸法 (単位：メートル)

k は、第 17-3 表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる値

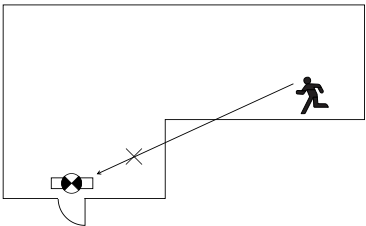
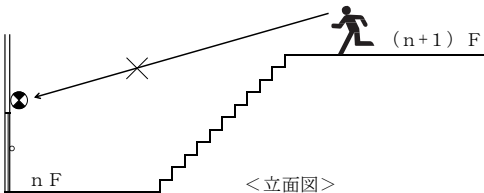
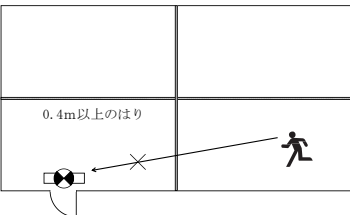
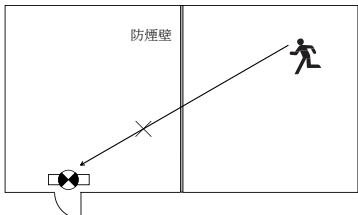
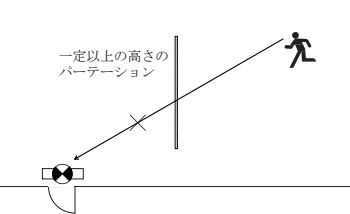
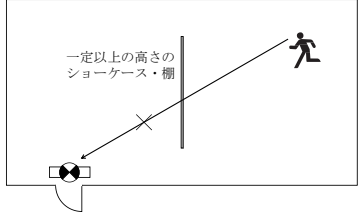
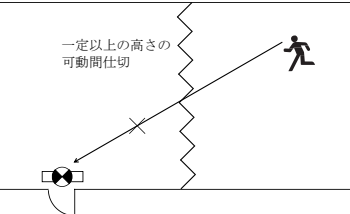
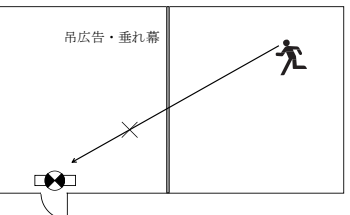
<第 17-3 表>

区 分		k の値
避難口誘導灯	避難の方向を示すシンボルのないもの	150
	避難の方向を示すシンボルのあるもの	100
通路誘導灯		50

イ 誘導灯を容易に見とおすことができない場合又は識別することができない場合の例は、第 17-4 表を参照すること。

ウ 誘導灯の有効範囲は、表示面の裏面には及ばないものであること。

<第 17-4 表>

誘導灯を容易に見とおすことができない場合又は識別することができない場合の例	備 考
○ 壁面があり、陰になる部分がある場合 	
○ 階段により階数が変わる場合  <立面図>	
○ 0.4m以上のはりがある場合  0.4m以上のはり ○ 防煙壁がある場合  防煙壁	吊具等により表示上部が障害物より下方にある場合は、見とおせるものとするが、そうでない場合は、見とおしはきかないものとする。
○ 一定以上の高さのパーテーションがある場合  一定以上の高さのパーテーション ○ 一定以上の高さのショーケース・棚がある場合  一定以上の高さのショーケース・棚 ○ 一定以上の高さの可動間仕切がある場合  一定以上の高さの可動間仕切	一定の高さとは、通常 1.5m程度とする。 なお、誘導灯がこれらの障害物より高い位置に、避難上有効に設けられている場合は、見とおせるものとする。
○ 吊広告・垂れ幕がある場合  吊広告・垂れ幕	吊具等により表示上部が障害物より下方にある場合は、見とおせるものとするが、そうでない場合は、見とおしはきかないものとする。 吊広告等を設置することが予想される場合は、あらかじめ留意すること。

3 誘導灯及び誘導標識の設置基準

誘導灯及び誘導標識の設置基準については、関連規定及び第 17-5 表によること。

関 連 規 定		
令第 26 条	第 1 項	
	第 3 項	
規則第 28 条の 3	第 4 項	第 3 号

<第 17-5 表>

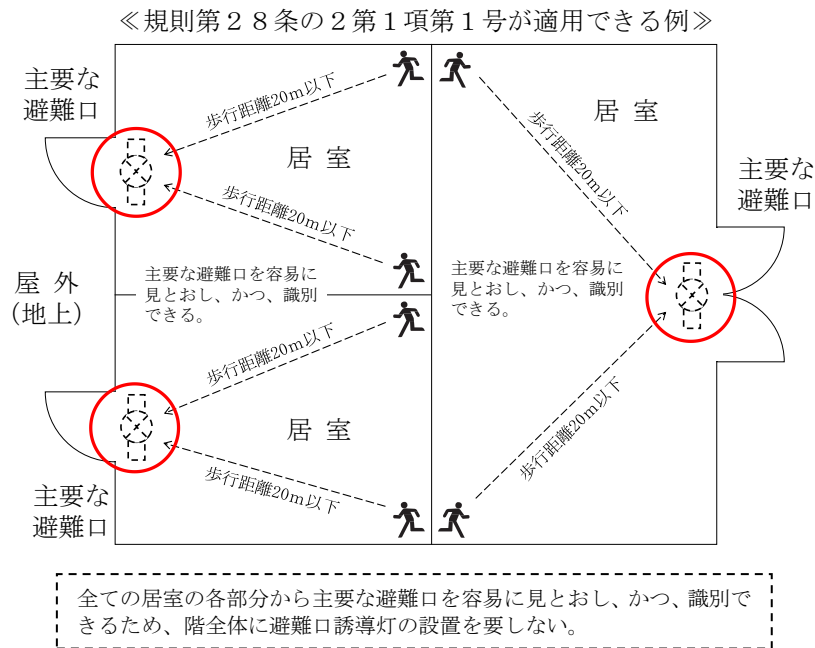
項		設置基準			区 分				
		避難口・ 通路誘導灯	客席誘導灯	誘導標識	避難口誘導灯		通路誘導灯		
					当該階の床面積(㎡)		当該階の床面積(㎡)		
					1, 000 ㎡以上	1, 000 ㎡未満	1, 000 ㎡以上	1, 000 ㎡未満	
(1)	イ ロ	全部	全部	全部 ただし、誘 導灯を設置 した場合そ の有効範囲 内を除く。	A・B		通路 A・B ※3		
(2)	イ ロ ハ ニ								
	イ ロ								
(3)	イ ロ								
(4)									
(5)	イ ロ				※1	C		通路C	
(6)	イ ロ ハ ニ				全部				
					※1				
(9)	イ ロ				全部	A・B		通路A・B ※3	
(10)					※1	A・B		通路A・B ※3	
(11)						C		通路C	
(12)	イ ロ								
(13)	イ ロ								
(14)									
(15)									
(16)	イ	全部	※2	A・B ※4		通路A・B ※3、※4			
	ロ	※1		A・B	通路A・B ※3				
(16 の 2)		※2							
(16 の 3)									
備考	全部：建物のどの階にあっても設置 ※1：地階、無窓階及び11階以上の部分に設置 ※2：(1)項の用途部分に設置				備考	A・B：A級又はB級（B H形又はB L形に点滅機能を有するもの） C：C級以上（矢印付はB級以上） 通路A・B：A級又はB級B H形 通路C：C級以上 ※3：廊下に設置する場合で、当該誘導灯をその有効範囲内の各部分から容易に識別することができる場合を除く。 ※4：(1)項から(4)項まで若しくは(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存する階に限る。			

4 誘導灯及び誘導標識の設置を要しない防火対象物又はその部分

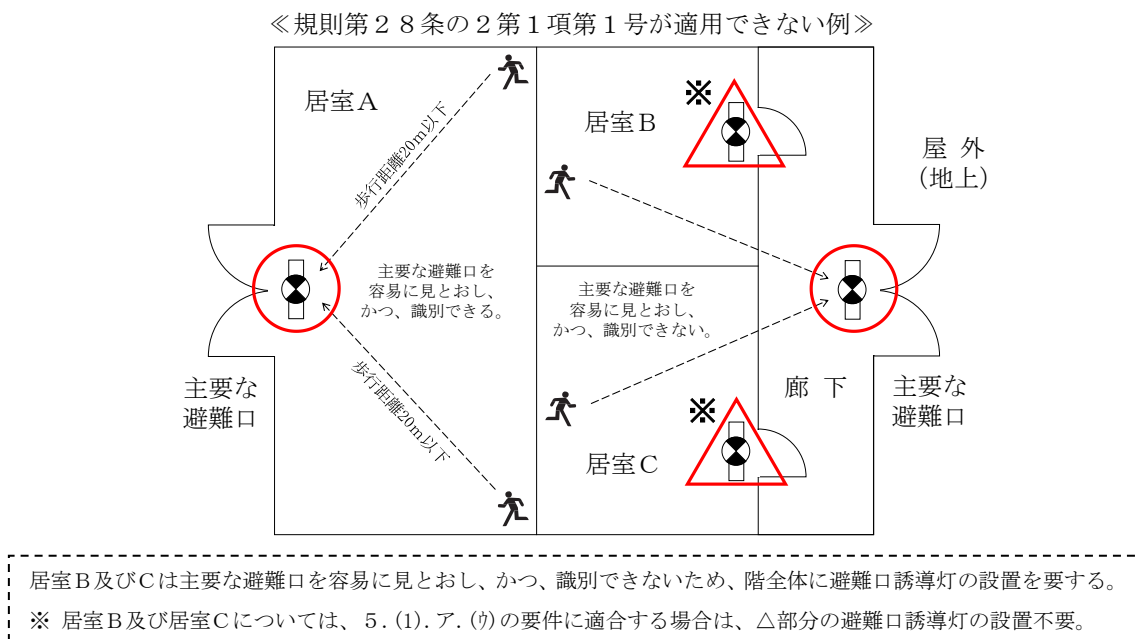
誘導灯及び誘導標識の設置を要しない防火対象物又はその部分は、規則第 28 条の 2 の規定によるほか、次によること。

(1) 基本事項

ア 規則第 28 条の 2 第 1 項第 1 号、第 2 項第 1 号及び第 3 項第 1 号の規定による階段又は傾斜路以外の部分における誘導灯及び誘導標識の設置免除の単位は「階」であり、当該要件への適合性も階ごとに判断するものであること。(第 17-3、4 図参照)



< 第 17-3 図 >



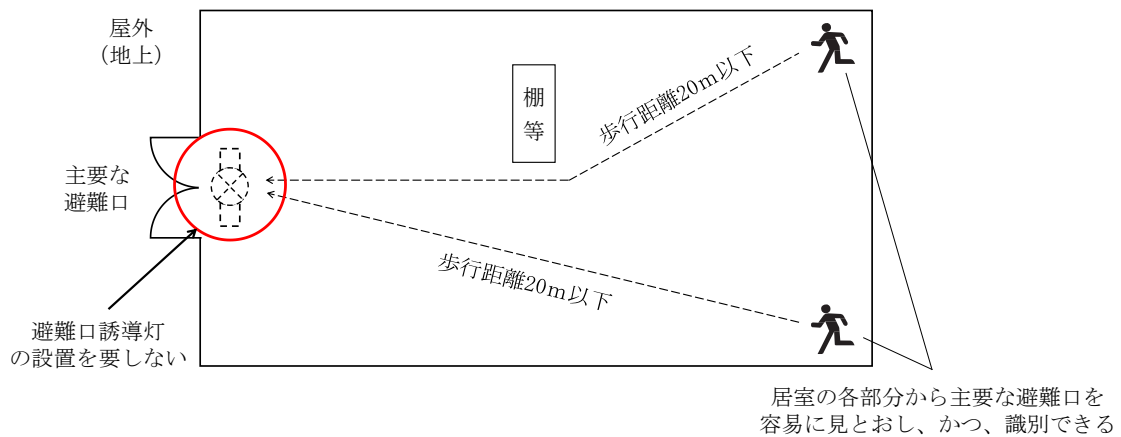
< 第 17-4 図 >

イ 規則第 28 条の 2 第 1 項第 3 号、第 2 項第 2 号及び第 3 項第 3 号の規定による避難階にある居室における誘導灯及び誘導標識の設置免除の単位は「居室」であり、当該要件への適合性も居室ごとに判断するものであること。

(2) 避難口誘導灯

ア 避難階（無窓階を除く。）

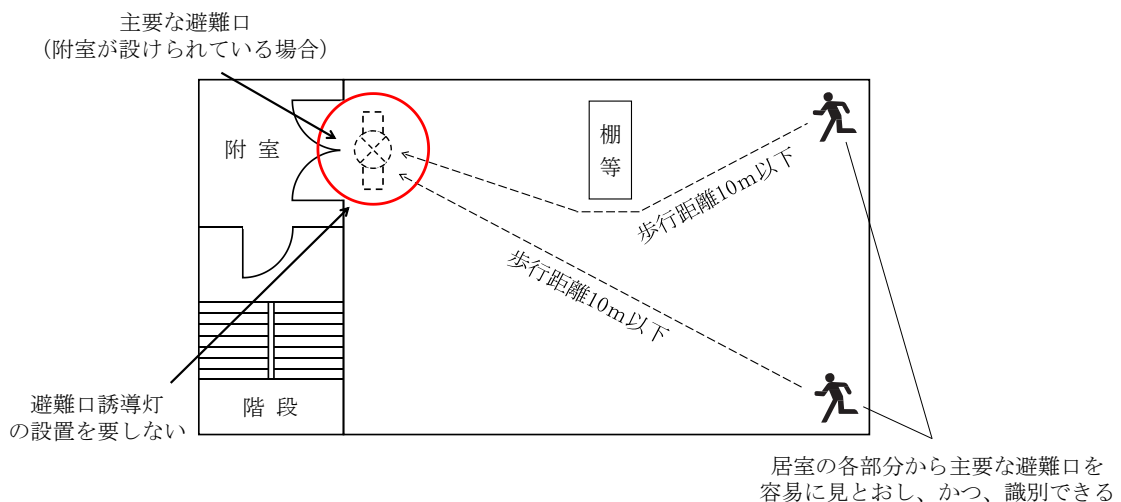
令別表第 1(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物の階のうち、居室の各部分から主要な避難口を容易に見とおし、かつ、識別することができる階で、当該避難口に至る歩行距離が 20m 以下であるものは、避難口誘導灯の設置を要しない。（第 17-5 図参照）



< 第 17-5 図 >

イ 避難階以外の階（地階及び無窓階を除く。）

令別表第 1(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物の階のうち、居室の各部分から主要な避難口を容易に見とおし、かつ、識別することができる階で、当該避難口に至る歩行距離が 10m 以下であるものは、避難口誘導灯の設置を要しない。（第 17-6 図参照）



< 第 17-6 図 >

ウ 小規模な路面店等

令別表第 1(1) 項から (16) 項までに掲げる防火対象物の避難階にある居室で、次の (ア) から (オ) までに該当するものは、避難口誘導灯の設置を要しない。(第 17-7、8 図参照)

- (ア) 主要な避難口(主として当該居室に存する者が利用するものに限る。)を有すること。
- なお、ここでいう「主として当該居室に存する者が利用する」避難口とは、当該居室に存する者が避難する際に利用するものであって、他の部分に存する者が避難する際の動線には当たっていないものをいうものであること(例えば、一階層のコンビニエンスストアにおける売場部分の出入口等)。
- (イ) 室内の各部分から主要な避難口を容易に見とおし、かつ、識別することができ、室内の各部分から当該避難口に至る歩行距離が 30m 以下であること。
- (ウ) 避難口の上部又はその直近の箇所に、高輝度蓄光式誘導標識が設けられていること。
- (エ) 高輝度蓄光式誘導標識の周囲には、高輝度蓄光式誘導標識とまぎらわしい又は高輝度蓄光式誘導標識を遮る広告物、掲示物等を設けないこと。
- (オ) 高輝度蓄光式誘導標識は、性能を保持するために必要な照度が採光又は照明により確保されている箇所に設けられていること。

なお、性能を保持するために必要な照度は、次によること。

a 前(イ)に掲げる歩行距離がおおむね 15m 未満の場合

停電等により通常の照明が消灯してから 20 分間経過した後の高輝度蓄光式誘導標識の表示面において、おおむね $100\text{mcd}/\text{m}^2$ 以上の平均輝度となる照度が確保されていること。この場合、一般的な蛍光灯による照明下において、高輝度蓄光式誘導標識が設けられており、当該箇所における照度が 200 ルクス以上である場合には、停電等により通常の照明が消灯してから 20 分間経過した後における高輝度蓄光式誘導標識の表示面がおおむね $100\text{mcd}/\text{m}^2$ 以上の平均輝度となる照度が確保されているものとみなして差し支えないものとする。

b 前(イ)に掲げる歩行距離がおおむね 15m 以上の場合

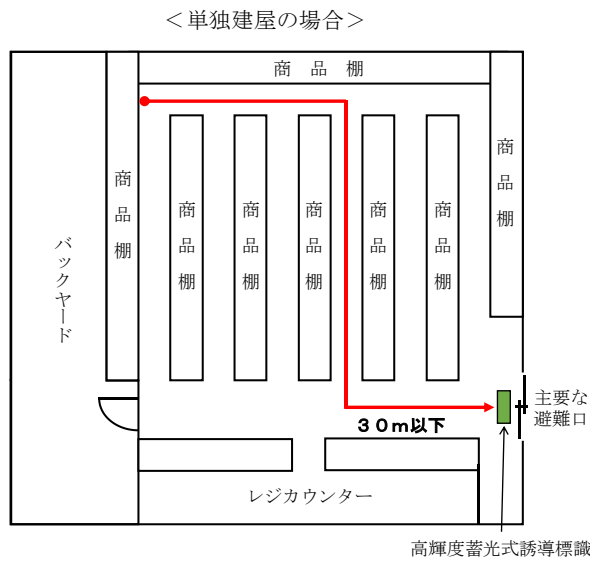
停電等により通常の照明が消灯してから 20 分間経過した後の高輝度蓄光式誘導標識の表示面において、おおむね $300\text{mcd}/\text{m}^2$ 以上の平均輝度となる照度が確保されていること。また、避難上有効な視認性を確保するため、次式により値を算出し、高輝度蓄光式誘導標識の表示面の縦寸法の大きさを確保すること。

$$D \leq 150 \times h$$

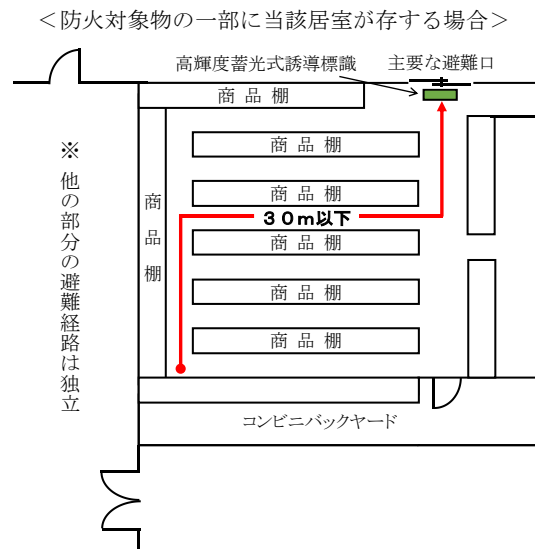
D : 避難口から当該居室内の最遠の箇所までの歩行距離 (m)

h : 高輝度蓄光式誘導標識の表示面の縦寸法 (m)

- c 前 a 及び b の照度は、①蓄光式誘導標識の性能、②照明に用いられている光源の特性(特に、蓄光材料の励起に必要なとなる紫外線等の強度)に応じて異なるものであることから、別記「蓄光式誘導標識の試験データ」の例により試験データを確認する等して、これらの組合せが適切なものとなるようにすること。



＜第 17-7 図＞

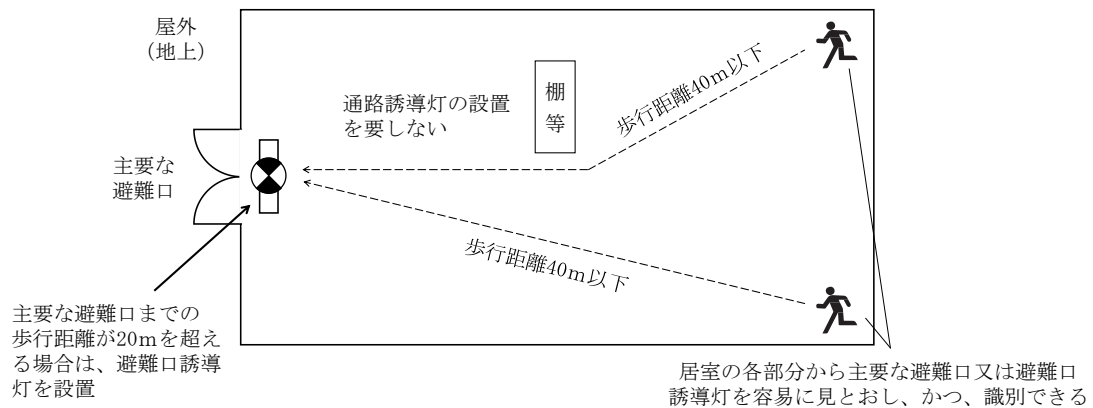


＜第 17-8 図＞

(3) 通路誘導灯

ア 避難階（無窓階を除く。）

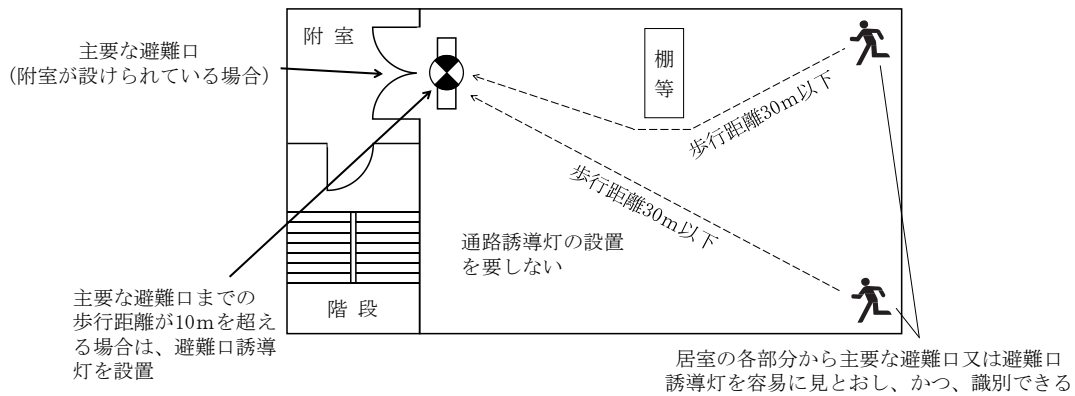
令別表第 1(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物の階のうち、居室の各部分から主要な避難口又はこれに設ける避難口誘導灯を容易に見とおし、かつ、識別することができる階で、当該避難口に至る歩行距離が 40m以下であるものは、通路誘導灯の設置を要しない。（第 17-9 図参照）



＜第 17-9 図＞

イ 避難階以外の階（地階及び無窓階を除く。）

令別表第 1(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物の階のうち、居室の各部分から主要な避難口又はこれに設ける避難口誘導灯を容易に見とおし、かつ、識別することができる階で、当該避難口に至る歩行距離が 30m以下であるものは、通路誘導灯の設置を要しない。（第 17-10 図参照）



<第 17-10 図>

ウ 階段又は傾斜路に設けるもの

令別表第 1(1)項から(16)の 3)項までに掲げる防火対象物の階段又は傾斜路のうち、非常用の照明装置が設けられているものは、通路誘導灯の設置を要しない。ただし、「誘導灯及び誘導標識の基準」(平成 11 年消防庁告示第 2 号。以下この第 17 において「2 号告示」という。)第 4 に定める要件に該当する防火対象物の非常用の照明装置にあつては、60 分間以上作動できる予備電源容量を有するものに限る(高輝度蓄光式誘導標識が設けられた部分を除く。)

エ 小規模な路面店等

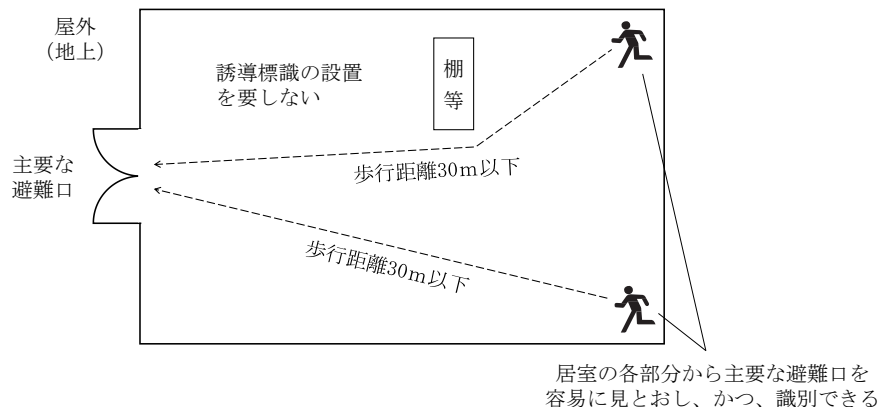
令別表第 1(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物の避難階にある居室で、次の(ア)及び(イ)に該当するものは、通路誘導灯の設置を要しない。

- (ア) 主要な避難口(主として当該居室に存する者が利用するものに限る。)を有すること。
- (イ) 室内の各部分から、主要な避難口又はこれに設ける避難口誘導灯若しくは前(2).ウ.(ウ)から(ウ)までによる高輝度蓄光式誘導標識を容易に見とおし、かつ、識別することができ、室内の各部分から当該避難口に至る歩行距離が 30m 以下であること。

(4) 誘導標識

ア 避難階(無窓階を除く。)

令別表第 1(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物の階のうち、居室の各部分から主要な避難口を容易に見とおし、かつ、識別することができる階で、当該避難口に至る歩行距離が 30m 以下であるものは、誘導標識の設置を要しない。(第 17-11 図参照)



<第 17-11 図>

イ 避難階以外の階（地階及び無窓階を除く。）

令別表第 1(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物の階のうち、居室の各部分から主要な避難口を容易に見とおし、かつ、識別することができる階で、当該避難口に至る歩行距離が 30m 以下であるものは、誘導標識の設置を要しない。

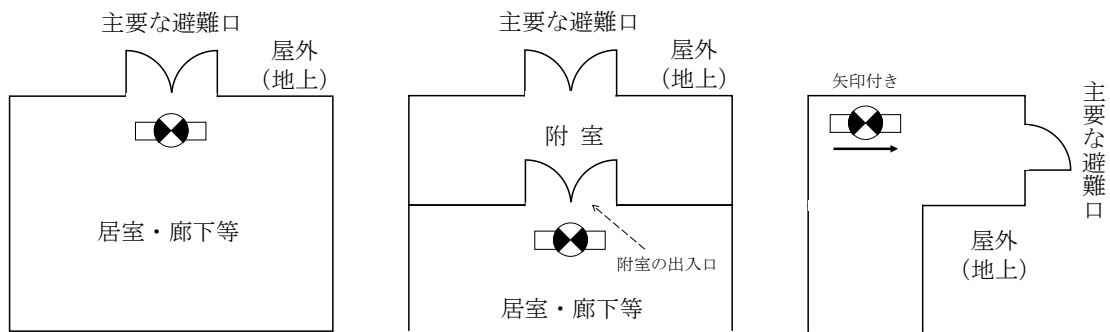
5 設置要領等

(1) 避難口誘導灯

ア 設置箇所

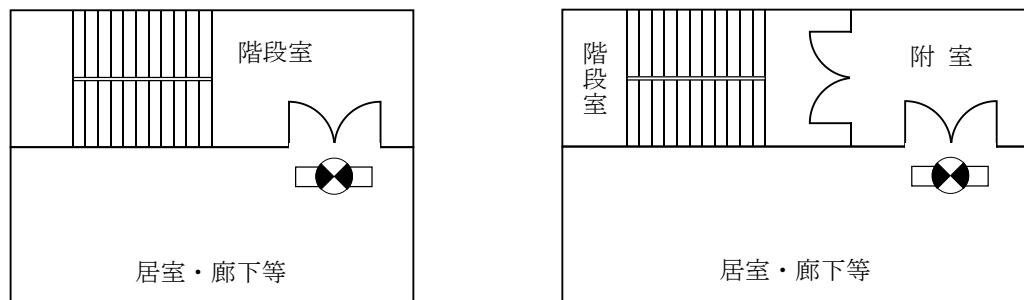
避難口誘導灯の設置箇所は、令第 26 条第 2 項第 1 号の規定によるほか、規則第 28 条の 3 第 3 項第 1 号の規定により、次に掲げる避難口の上部又はその直近の避難上有効な箇所に設けること。

(ア) 屋内から直接地上へ通ずる出入口（附室が設けられている場合にあっては、当該附室の出入口）（第 17-12 図参照）



< 第 17-12 図 >

(イ) 直通階段の出入口（附室が設けられている場合にあっては、当該附室の出入口）（第 17-13 図参照）

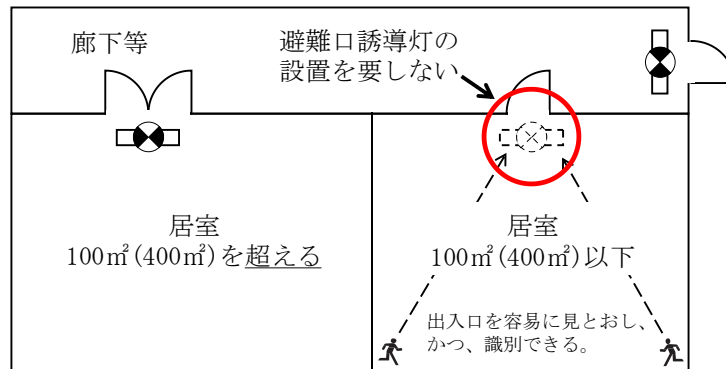


< 第 17-13 図 >

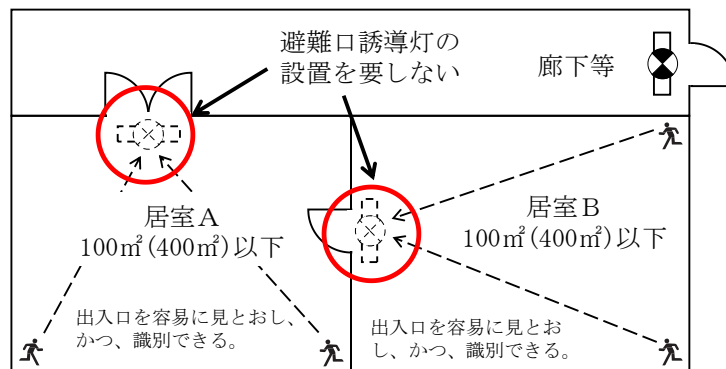
(ウ) 前(ア)又は(イ)に掲げる避難口に通ずる廊下又は通路に通ずる出入口（居室の各部分から当該居室の出入口を容易に見とおし、かつ、識別することができるもので、床面積が 100 m²（主として防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供するものにあっては、400 m²）以下であるものを除く。）（第 17-14 図参照）

なお、居室が連続し、他の居室を通らなければ避難できない居室の出入口は、前(ア)

又は(イ)に掲げる避難口に通ずる廊下又は通路に通ずる出入口に該当するものとして取り扱うものとする。(第 17-15 図参照)



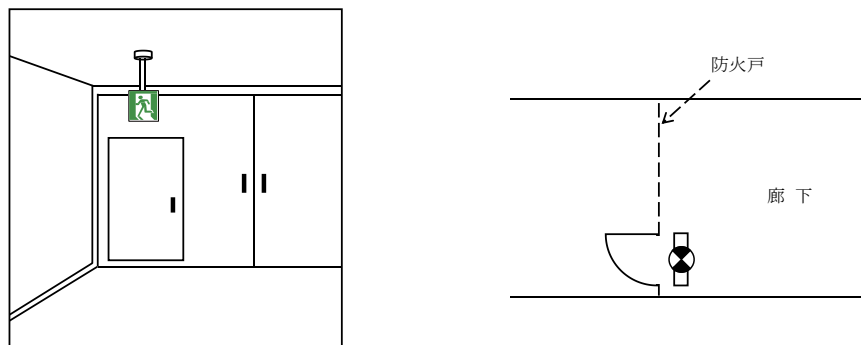
< 第 17-14 図 >



< 第 17-15 図 >

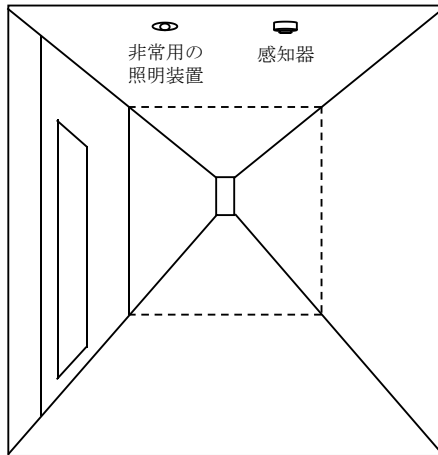
(エ) 前(ア)又は(イ)に掲げる避難口に通ずる廊下又は通路に設ける防火戸で直接手で開くことができるもの(くぐり戸付きの防火シャッターを含む。)がある場所(自動火災報知設備の感知器の作動と連動して閉鎖する防火戸に誘導標識が設けられ、かつ、当該誘導標識を識別することができる照度が確保されるように非常用の照明装置が設けられている場合を除く。)(第 17-16、17 図参照)

< 廊下等に防火戸がある場合の設置例 >

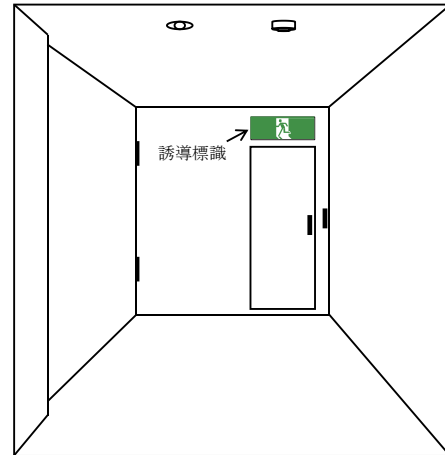


< 第 17-16 図 >

<避難口誘導灯の設置が除外される例>



<感知器連動閉鎖式防火戸（平常時）>



<感知器連動閉鎖式防火戸（作動時）>

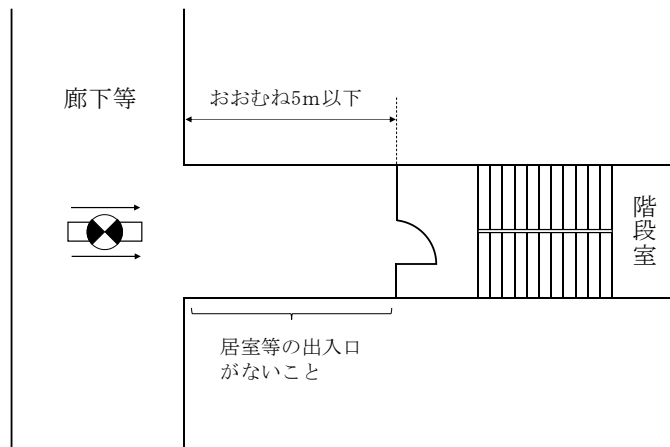
<第 17-17 図>

イ 設置要領

避難口誘導灯の設置要領は、関連規定によるほか、次によること。

関 連 規 定		
規則第 28 条の 3	第 2 項	
	第 4 項	第 1 号から第 3 号、第 7 号、第 8 号

- (ア) 表示面は多数の者の目にふれやすい位置に設けること。◇
- (イ) 廊下等から屈折して避難口に至る場合で、次の a 及び b に該当するときは、矢印付きのものを設置すること。◇（第 17-18 図参照）
- a 屈折部分の廊下等の距離は、おおむね 5m 以下であること。
- b 屈折部分の廊下等には、居室等の出入口が設けられていないこと。

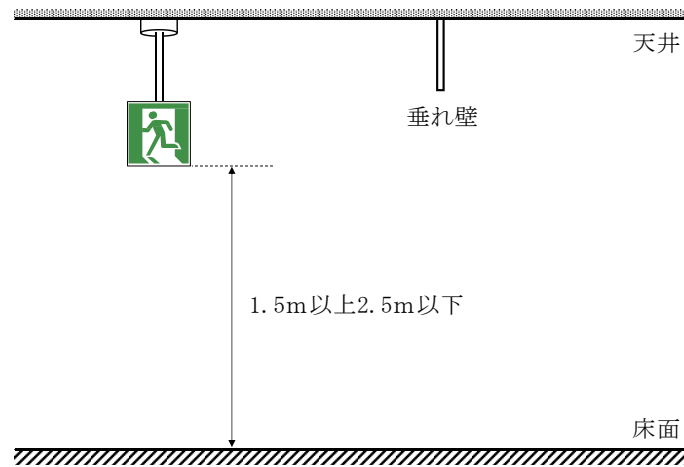


<第 17-18 図>

- (ウ) 避難口の上部又はその直近で、床面から誘導灯の下面までの高さが 1.5m 以上 2.5m 以下となるように設置すること。◇（第 17-19 図参照）

ただし、建築物の構造上困難な場合又は位置を変更することにより容易に見とおすことができる場合にあっては、これによらないことができる。

- (エ) 直近に垂れ壁等がある場合は、当該垂れ壁等より下方の位置に設けること。◇（第 17－19 図参照）



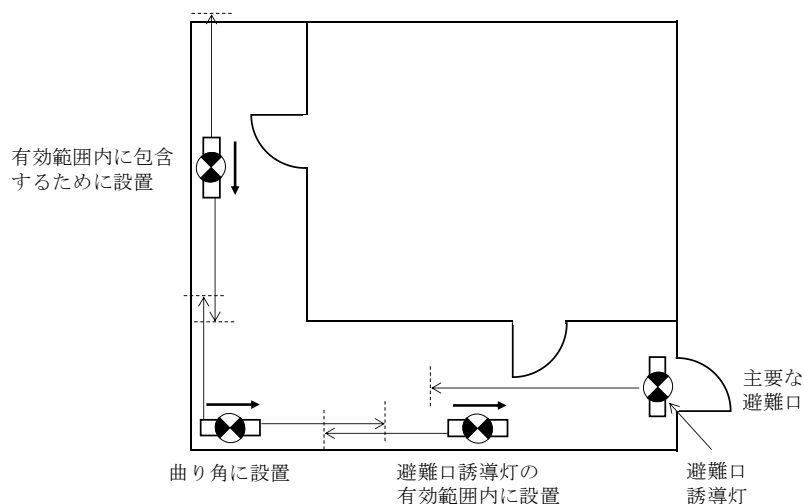
< 第 17－19 図 >

- (オ) 避難口誘導灯の周囲には、誘導灯とまぎらわしい又は誘導灯を遮る灯火、広告物、掲示物等を設けないこと。
- (カ) 誘導灯の視認障害を発生させるディスコ等の特殊な照明回路には、信号装置と連動した開閉器を設け、火災発生時には当該特殊照明装置を停止させること。◇

(2) 通路誘導灯

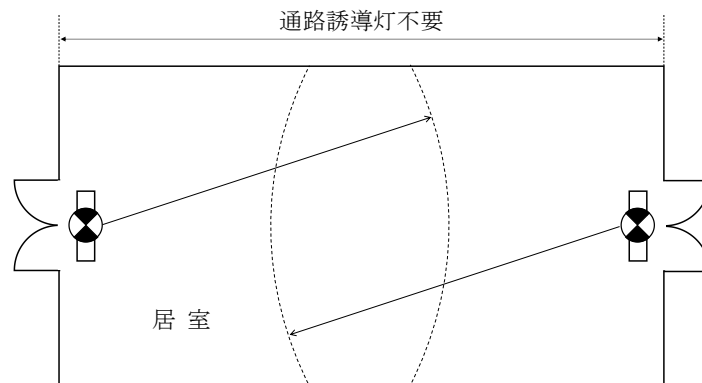
ア 設置箇所

- (ア) 通路誘導灯の設置箇所は、令第 26 条第 2 項第 2 号及び規則第 28 条の 3 第 3 項第 2 号の規定により、次に掲げる箇所に設けること。（第 17－20 図参照）
- a 曲り角
 - b 前(1). ア. (ア) 及び(イ)に掲げる避難口に設置される避難口誘導灯の有効範囲内の箇所
 - c 前 a 及び b のほか、廊下又は通路の各部分（避難口誘導灯の有効範囲内の部分を除く。）を通路誘導灯の有効範囲内に包含するために必要な箇所

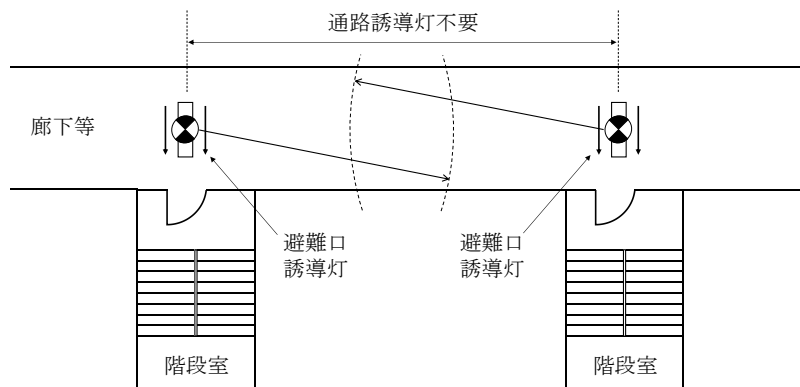


< 第 17－20 図 >

- (イ) 廊下又は通路の各部分が避難口誘導灯の有効範囲に包含されている場合にあっては、通路誘導灯を設置しないことができる。(第 17-21、22 図参照)



< 第 17-21 図 >



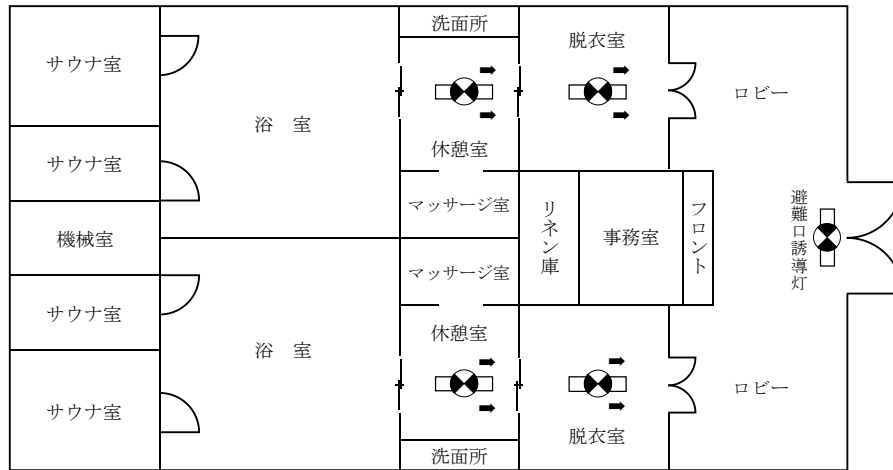
< 第 17-22 図 >

イ 設置要領

通路誘導灯の設置要領は、関連規定によるほか、次によること。

関 連 規 定		
規則第 28 条の 3	第 2 項	
	第 4 項	第 1 号から第 3 号の 2、第 5 号、第 7 号、第 8 号

- (ア) 床面に埋め込む場合は、器具面を床面以上とし、突出し部分は 5mm 以下とすること。◇
- (イ) 直近に垂れ壁等がある場合は、当該垂れ壁等より下方の位置に設けること。◇
- (ウ) 令別表第 1(9) 項イ又は(16) 項イに掲げる防火対象物のうち、(9) 項イの用途に供される部分で、浴室、マッサージ室、脱衣室等の居室が廊下等を経由せず連続している場合は、当該連続した居室を一つの居室内通路とみなし、通路誘導灯を設置すること。◇(第 17-23 図参照)



< 第 17-23 図 >

(エ) 令別表第 1 に掲げる防火対象物のうち、令別表第 1(2) 項ニ、(16) 項イ、(16 の 2) 項及び(16 の 3) 項に掲げる防火対象物（同表(16) 項イ、(16 の 2) 項及び(16 の 3) 項に掲げる防火対象物にあっては、同表(2) 項ニに掲げる防火対象物の用途に供する部分に限る。以下この第 17 において「(2) 項ニ等」という。）以外の防火対象物に設ける通路誘導灯にあっては、床面から誘導灯の下面までの高さが 2.5m 以下となるように設置すること。◇

(オ) (2) 項ニ等に設ける通路誘導灯（階段及び傾斜路に設けるものを除く。）にあっては、床面又は床面からの高さがおおむね 1m 以下の避難上有効な箇所に設けること。（第 17-24 図参照）

ただし、次の a 又は b のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

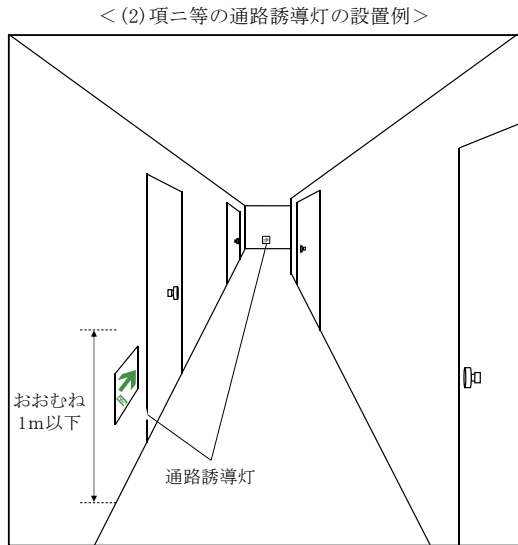
a 通路誘導灯を補完するために、次の(a) から (d) までに適合する高輝度蓄光式誘導標識が設けられている場合（第 17-25 図参照）

(a) 高輝度蓄光式誘導標識は、床面又は床面からの高さがおおむね 1m 以下の避難上有効な箇所に設けること。

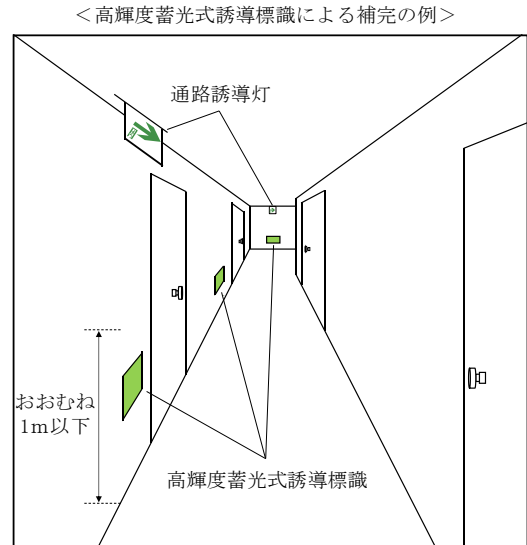
(b) 廊下及び通路の各部分から一の高輝度蓄光式誘導標識までの歩行距離が 7.5m 以下となる箇所及び曲り角に設けること。ただし、避難口誘導灯の有効範囲内は、設置を要しない。

(c) 高輝度蓄光式誘導標識は、前 4. (2). ウ. (オ) により性能を保持するために必要な照度が採光又は照明により確保されている箇所に設けられていること。

(d) 高輝度蓄光式誘導標識の周囲には、高輝度蓄光式誘導標識とまぎらわしい又は高輝度蓄光式誘導標識を遮る広告物、掲示物等を設けないこと。



＜第 17-24 図＞



＜第 17-25 図＞

b 光を発する帯状の標示を設けることその他の方法により前 a と同等以上の避難安全性が確保されている場合

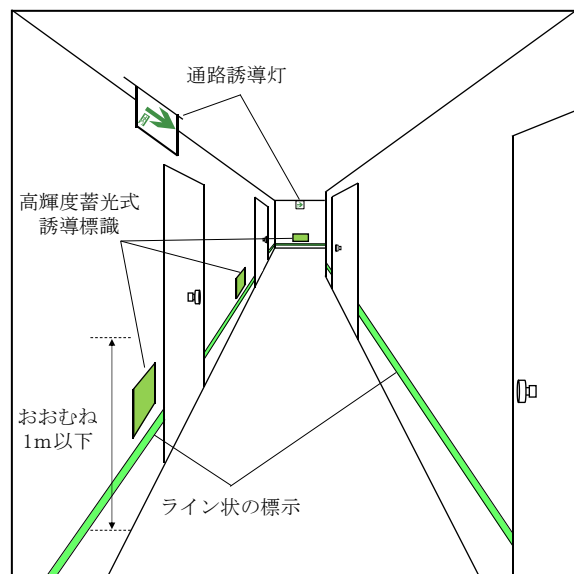
(a) 光を発する帯状の標示としては、通路の床面や壁面に避難する方向に沿ってライン状に標示を行うもの、階段等の踏面において端部の位置を示すように標示を行うもの等が想定され、停電等により通常の照明が消灯してから 20 分間経過した後における当該表面の平均輝度が、おおむね次式により求めた値を目安として確保すること。(第 17-26、27 図参照)

$$L' \geq L \frac{100}{d'}$$

L' : 当該標示の表面における平均輝度 (mcd/m^2)

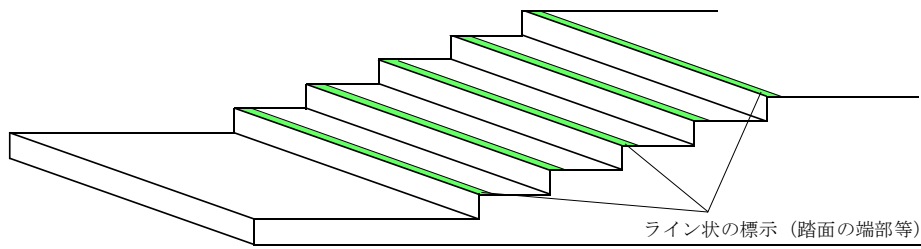
L : 2 (mcd/m^2)

d' : 当該標示の幅 (mm)



(通路の床面や壁面に避難する方向に沿ってライン上に標示を行う場合の参考例)

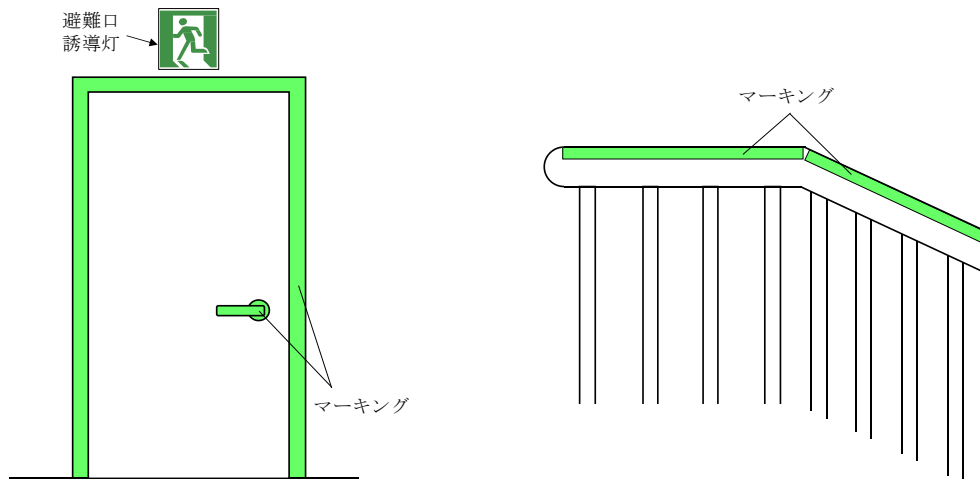
＜第 17-26 図＞



(階段等の踏面において端部の位置を示すように標示を行う場合の参考例)

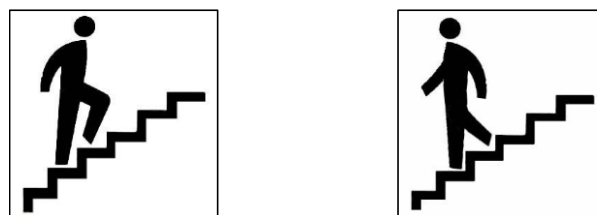
< 第 17-27 図 >

- (b) その他の方法としては、高輝度蓄光式誘導標識又は前(a)による光を発する帯状の標示を補完するものとして、避難口の扉の外周やドアノブ、階段等の手すりをマーキングする標示、階段のシンボルを用いた階段始点用の標示等が想定されるものであること。(第 17-28、29 図参照)



(避難口の外周やドアノブ、階段等の手すりをマーキングする標示の設置例)

< 第 17-28 図 >



(階段のシンボルを用いた階段始点用の標示の例)

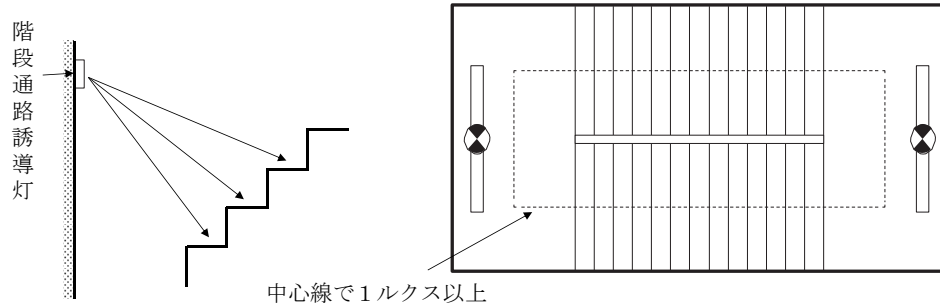
< 第 17-29 図 >

(3) 階段通路誘導灯

階段通路誘導灯の設置箇所及び設置要領は、関連規定によるほか、次によること。

関 連 規 定		
令第 26 条	第 2 項	第 2 号
規則第 28 条の 3	第 4 項	第 1 号、第 4 号、第 7 号、第 8 号

- ア 階段又は傾斜路に設ける階段通路誘導灯は、踏面又は表面及び踊場の中心線の照度が 1 ルクス以上となるように設けること。(第 17-30 図参照)
- イ 階段室内には、階数を明示した標識又は照明器具を設けること。◇



< 第 17-30 図 >

(4) 客席誘導灯

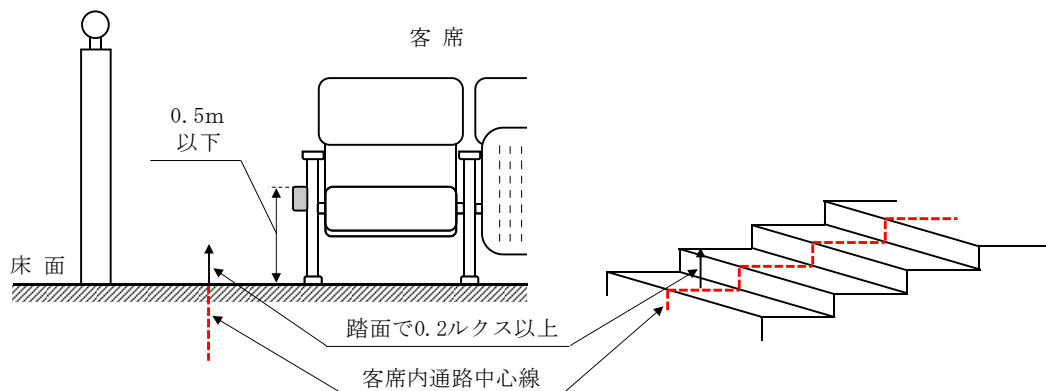
ア 設置箇所

客席誘導灯の設置箇所は、令第 26 条第 2 項第 3 号の規定により、令別表第 1(1)項に掲げる防火対象物並びに同表(16)項イ及び(16 の 2)項に掲げる防火対象物の部分で、同表(1)項に掲げる防火対象物の用途に供されるものの客席部分に設けること。

イ 設置要領

客席誘導灯の設置要領は、令第 26 条第 2 項第 3 号及び規則第 28 条の規定によるほか、次によること。

- (ア) 客席誘導灯の客席における照度は、客席内の通路の床面における水平面で 0.2 ルクス以上であること。
- (イ) 客席を壁、床等に機械的に収納できる構造のものにあつては、当該客席の使用状態において避難上有効な照度を得られるように設置すること。
- (ウ) 客席誘導灯は、避難上障害とならないように設置すること。
- (エ) 客席内通路が階段状になっている部分にあつては、客席内通路の中心線上において、当該通路部分の全長にわたり照明できるものとし、かつ、その照度は、当該通路の中心線上で測定し、必要な照度を得られること。(第 17-31 図参照)
- (オ) 原則として、床面から 0.5m 以下の高さに設けること。◇ (第 17-31 図参照)



< 第 17-31 図 >

- (5) 点滅形誘導灯、誘導音装置付誘導灯及び点滅形誘導音装置付誘導灯（以下この第 17 において「点滅形誘導灯等」という。）の設置要領等は、前(1)によるほか、次によること。

ア 設置箇所

- (7) 点滅形誘導灯等の設置箇所は、規則第 28 条の 3 第 4 項第 6 号イの規定によるほか、次に掲げる防火対象物又はその部分に設置すること。◇
- a 令別表第 1(6)項に掲げる防火対象物のうち、視力又は聴力の弱い者が出入りするもので、これらの者の避難経路となる部分
 - b 百貨店、旅館、病院、地下街その他不特定多数の者が出入りする防火対象物で、雑踏、照明、看板等により誘導灯の視認性が低下するおそれのある部分
 - c 前 a 又は b に掲げる部分のほか、点滅形誘導灯等の機能により積極的に避難誘導する必要性が高いと認められる部分
- (イ) 前(1). ア. (7) 又は(イ)に掲げる避難口に設置する避難口誘導灯以外の誘導灯には設けないこと。

イ 設置要領

点滅形誘導灯等の設置要領は、規則第 28 条の 3 第 4 項第 6 号ロ及びハの規定によるほか、次によること。

- (7) 自動火災報知設備の感知器の作動と連動して点滅機能及び音声誘導機能が起動するものであること。この場合における自動火災報知設備は、十分な非火災報対策が講じられていること。
- (イ) 規則第 24 条第 5 号ハの規定により自動火災報知設備の地区音響装置の区分鳴動を行う防火対象物又はその部分に設置する場合にあっては、原則として地区音響装置の区分鳴動を行う階に設置される誘導灯についてのみ、点滅機能及び音声誘導機能が起動するものであること。◇
- (ウ) 非常警報設備として放送設備が設置されている防火対象物にあっては、誘導音装置付誘導灯又は点滅形誘導音装置付誘導灯の設置位置、誘導音装置の音圧レベルを調整する等により、非常放送の内容の伝達が困難又は不十分とならないように措置すること。◇

ただし、放送設備と連動して音声誘導を停止する装置を設けた場合は、この限りでない。

- (エ) 点滅形誘導灯等により誘導される避難口から避難する方向に設けられている自動火災報知設備の感知器が作動したときは、当該避難口に設けられた誘導灯の点滅及び音声誘導が停止するよう措置を講じること。ただし、次に掲げる場所に設置するものについては、この限りでない。
- a 屋外階段の階段室及びその附室の出入口
 - b 避難階段（屋内に設けるもので「消防法施行規則第 4 条の 2 の 3 並びに第 26 条第 2 項、第 5 項第 3 号ハ及び第 7 項第 3 号の規定に基づき、屋内避難階段等の部分を定める件」（平成 14 年消防庁告示第 7 号）に定める基準に適合するものに限る。）の階段室及びその附室の出入口
 - c 特別避難階段の階段室及びその附室の出入口

d 最終避難口及びその附室の出入口

(ウ) 前(エ)の場合において、当該階段室には、規則第 23 条第 4 項第 7 号の規定に準じて、次のいずれかにより煙感知器を設け、出火階が地上階の場合にあっては出火階の直上階以上、地下階の場合にあっては、地階の点滅及び音声誘導を停止させるものであること。

a 地上階にあっては点滅形誘導灯等を設置した直下階に、地下階にあっては地下 1 階に点滅及び音声誘導の停止専用の感知器（第 2 種蓄積型又は第 3 種蓄積型）を設けること。（第 17-32 図参照）

b 自動火災報知設備の煙感知器が、当該階段室の煙を感知することができるように設けられており、かつ、適切に警戒区域が設定されている場合にあっては、前 a にかかわらず当該煙感知器と連動させてよいものであること。この場合において、受信機には点滅及び音声誘導の停止を 20 分間以上有効に作動させるための非常電源を附置すること。◇

なお、自動火災報知設備の煙感知器を用いて点滅及び音声誘導を停止させる場合は、出火階の火災信号等と、階段室に設けた煙感知器の火災信号とを演算処理できる信号装置を設ける必要があること。

The diagram illustrates a signal system for a multi-stage crossing, divided into two main sections: A 阶段 (A Stage) and B 阶段 (B Stage). The stages are labeled as follows:

- A 阶段: n F, 5 F, 4 F, 3 F, 2 F, 1 F, B 1 F, B 2 F
- B 阶段: n F, 5 F, 4 F, 3 F, 2 F, 1 F, B 1 F, B 2 F

Each stage contains a signal light (S) and a signal device (F). The signal device (F) is connected to a receiver (受信機) and a signal device (信号装置). The receiver (受信機) is connected to the signal device (信号装置) via a series of lines labeled n, 5, 4, 3, 2, 1, and B. The signal device (信号装置) is connected to the receiver (受信機) via a series of lines labeled n, 5, 4, 3, 2, 1, and B. The signal device (信号装置) is also connected to the receiver (受信機) via a series of lines labeled n, 5, 4, 3, 2, 1, and B.

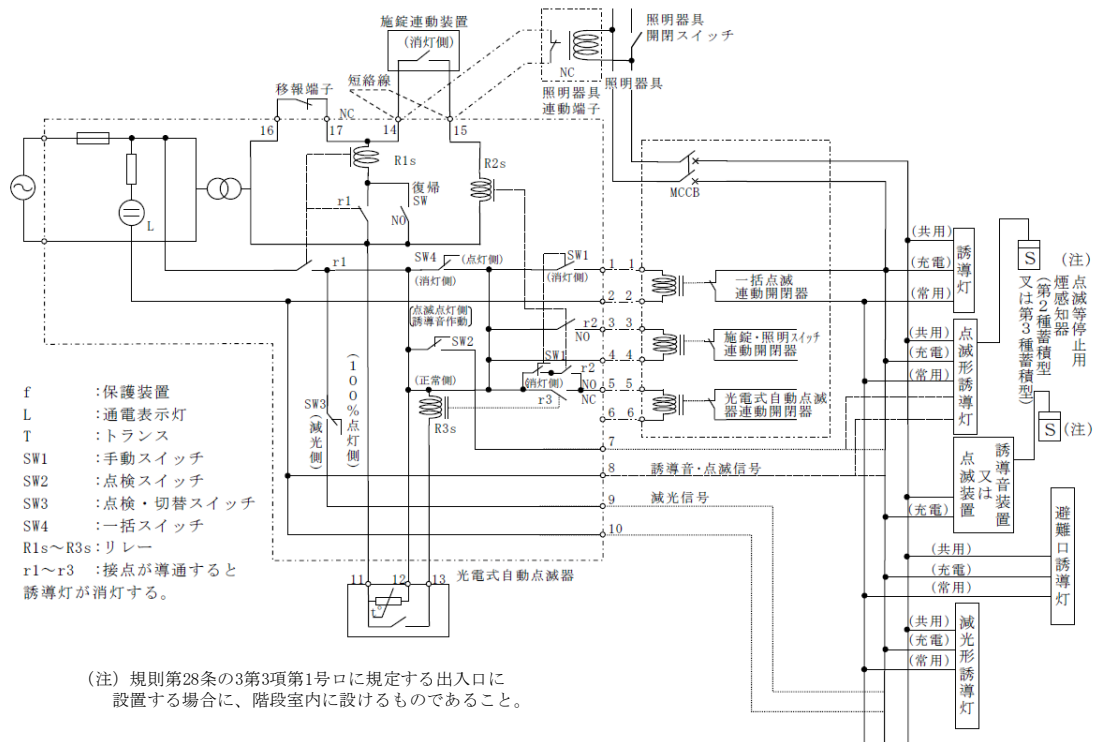
凡例

- : 点滅等起動信号系
- - - : 点滅等停止信号系

3 - 1 7 - 2 2

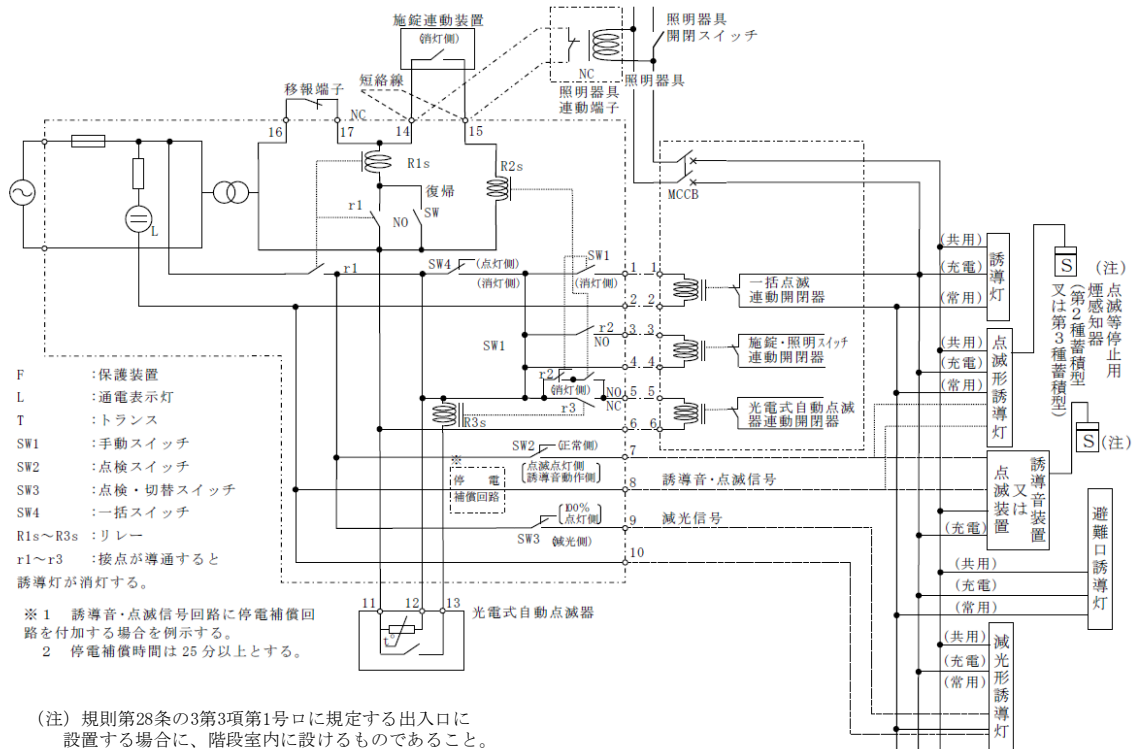
(カ) 点滅形誘導灯等における各機器の接続方法は、第 17-33 図の例によること。ただし、信号装置等を設けることを要しない場合にあっては、第 17-34 図の例によること。

< 信号回路が AC100V の場合の機器接続の例 >



< 第 17-33 図 >

< 信号回路が小勢力回路の場合の機器接続の例 >

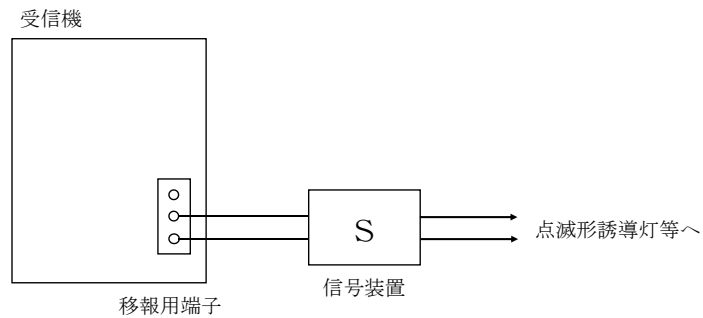


< 第 17-34 図 >

(キ) 受信機に移報用装置、信号装置等を接続する場合は、次によること。

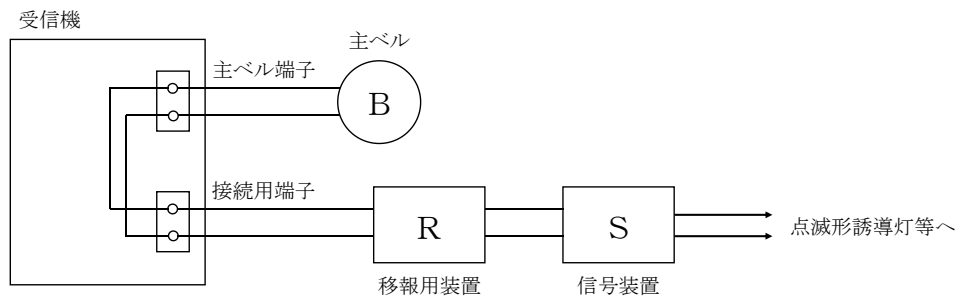
a 接続方法は、第 17-35 図から第 17-37 図までの例によること。

(a) 受信機に移報用端子が設けられている場合



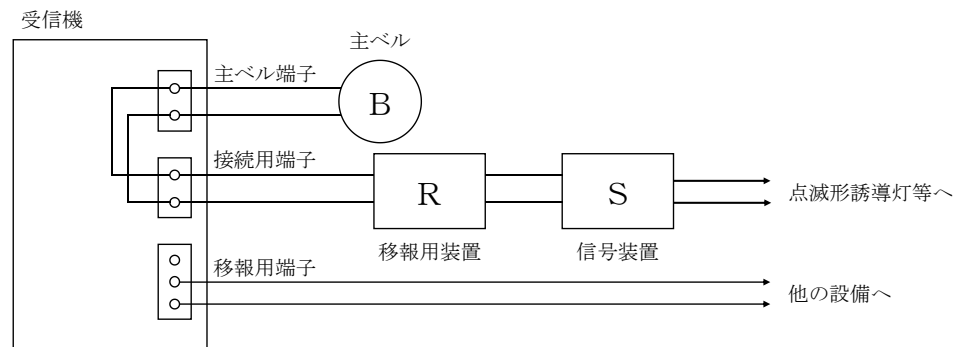
< 第 17-35 図 >

(b) 受信機に移報用端子が設けられていない場合



< 第 17-36 図 >

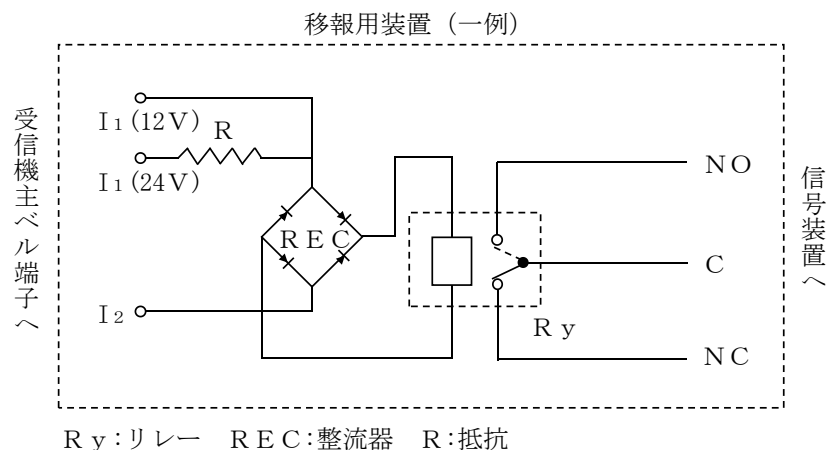
(c) 受信機に移報用端子が設けられているが、すでに他の設備に接続されている場合



< 第 17-37 図 >

b 受信機から信号装置までの配線は、規則第 12 条第 1 項第 5 号の規定の例によること。ただし、自動火災報知設備の受信機と同一の室に設けられている場合にあつては、この限りでない。

- (ク) 受信機に移報用装置を接続する場合は、次によること。
- a 移報用装置は、受信機の直近で容易に点検できる場所に設けること。
 - b 受信機から移報を停止した場合、その状況が容易に判明できるように、受信機のスイッチ又は表示窓の部分に「停止中」である旨の表示を設けること。
 - c 移報用装置を接続することにより、受信機の電源等に支障をきたさないこと。
 - d 移報用装置には、「誘導灯用移報用装置」である旨の表示を設けること。
 - e 受信機内の移報用端子には、誘導灯用である旨の表示を設けること。
 - f 信号装置を移報用装置に接続する場合は、第 17-38 図に示す C 及び NC (ブレーク接点) 端子に接続すること。



＜第 17-38 図＞

(6) 誘導灯と標識灯を並列設置する場合

誘導灯と標識灯 (灯火を内蔵した一般の標識板をいう。以下この第 17 において同じ。) を並列設置する場合の設置基準は、2 号告示の規定によるほか、次によること。

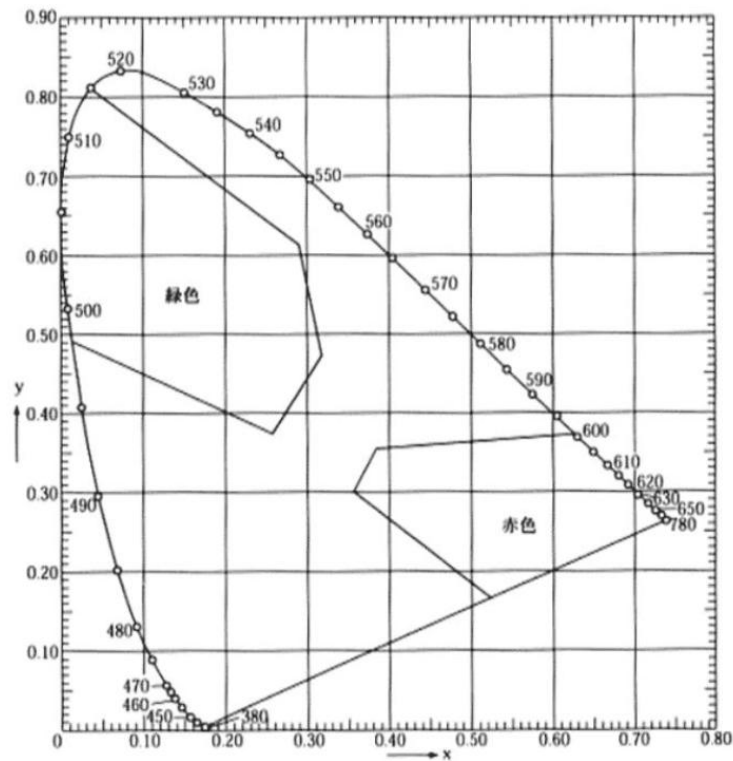
なお、並列設置とは、標識灯を誘導灯の短辺に接して設置することをいう。

ア 設置箇所

標識灯を並列設置する場合における誘導灯は、避難口誘導灯に限るものとし、その設置箇所は、前(1). ア. (ア) 又は(イ)に掲げる場所とすること。◇

イ 設置要領

- (ア) 誘導灯と標識灯の表示面は、明確に区分されていること。
- (イ) 標識灯の表示面の縦寸法は、誘導灯の表示面の縦寸法以下であること。
- (ウ) 標識灯の表示する事項は、誘導灯の誘導効果に支障を与えるおそれのないものであり、公共的シンボルマークとしてふさわしいものであること。◇
- (エ) 標識灯の表示面の平均輝度は、誘導灯の表示面の平均輝度以下のものであること。
- (オ) 標識灯の地色は、第 17-39 図に示す緑色又は赤色の色相以外のものであること。
- (カ) 設置場所の周囲には、誘導効果を阻害するおそれのある照明、看板等が設けられていないこと。◇
- (キ) 標識灯の電源回路は、誘導灯の電源回路と別とすること。



備考 x, y は JIS Z8701 (XYZ 表色系及び X10Y10Z10 表色系による色の表示方法) による XYZ 表色系の色度座標を示す。

< 第 17-39 図 >

(7) 誘導標識

誘導標識の設置箇所及び設置要領は、関連規定によるほか、次によること。

関 連 規 定		
令第 26 条	第 2 項	第 5 号
規則第 28 条の 3	第 5 項	
その他	「誘導灯及び誘導標識の基準」(平成 11 年消防庁告示第 2 号)	

ア 設置箇所

- (ア) 避難口に設ける誘導標識は、前(1).アに掲げる避難口の上部又はその直近の避難上有効な箇所に設けること。
- (イ) 廊下又は通路に設ける誘導標識は、廊下又は通路及びその曲り角の床又は壁に設けること。

イ 設置要領

- (ア) 避難口又は階段に設けるものを除き、各階ごとに、その廊下及び通路の各部分から一の誘導標識までの歩行距離が 7.5m 以下となる箇所及び曲り角に設けること。
- (イ) 自然光による採光が十分でない場合には、照明等により補足すること。
- (ウ) 誘導灯と併設する場合の誘導標識は、努めて蓄光式誘導標識を用い、誘導灯設置付近等の床面に設けること。◇

ただし、床埋込形の通路誘導灯を設置した箇所を除くものとする。

- (エ) 誘導標識は、容易にはがれないよう接着剤等で壁、床等に固定し、確実に貼り付けること。

6 誘導灯の消灯及び点灯

誘導灯の消灯及び点灯は、規則第 28 条の 3 第 4 項第 2 号の規定によるほか、次によること。

(1) 誘導灯を消灯できる防火対象物又はその部分

誘導灯を消灯できる防火対象物又はその部分は、次のいずれかに掲げる場所であること。

ア 無人の防火対象物

無人とは、当該防火対象物全体について、休業、休日、夜間等において定期的に無人の状態が繰り返して継続されることをいい、防災センター要員、警備員等によって管理を行っている場合も無人とみなす。

イ 外光により避難口又は避難の方向が識別できる場所（当該避難口等を識別できる間に限る。）

ウ 利用形態により特に暗さが必要である場所

通常予想される使用状態において、映像等による視覚効果、演出効果上、特に暗さが必要な第 17-6 表左欄に掲げる用途に供される場所であり、消灯対象となるのは同表右欄に掲げる使用状態にある場所であること。

<第 17-6 表>

用 途	使 用 状 態
遊園地のアトラクション等の用に供される部分（酒類、飲食の提供を伴うものを除く。）など常時暗さが必要とされる場所	当該部分における消灯は、営業時間中に限り行うことができるものであること。したがって、清掃、点検等のため人が存する場合には、消灯はできないものであること。
劇場、映画館、プラネタリウム、映画スタジオ等の用途に供される部分（酒類、飲食の提供を伴うものを除く。）など一定時間継続して暗さが必要とされる場所	当該部分における消灯は、映画館における上映時間中、劇場における上映中など当該部分が特に暗さが必要とされる状態で使用されている時間内に限り行うことができるものであること。
集会場等の用に供される部分など一時的（数分程度）に暗さが必要とされる場所	当該部分における消灯は、催し物全体の中で特に暗さが必要とされる状態で使用されている時間内に限り行うことができるものであること。

エ 主として当該防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供する場所で、次の全ての要件に該当する場所

- (ア) 令別表第 1(5)項ロ、(7)項、(8)項、(9)項ロ及び(10)項から(15)項までに掲げる防火対象物の用途に供される部分であること。
- (イ) 通常、当該防火対象物等の関係者等以外の者が存しない場所であること。
- (ロ) 日常の通行に利用されている出入口及び通路であること。

(2) 階段又は傾斜路に設ける通路誘導灯

階段又は傾斜路に設ける通路誘導灯についても、前(1).ア及びイに該当する場合は、消灯することとして差し支えない。

(3) 消灯方法

ア 誘導灯の消灯は、手動で行う方式とすること。ただし、前(1).ウに掲げる場所に設置する場合であって、当該必要性の観点から誘導灯の消灯時間が最小限に設定されているときは、誘導灯の消灯を自動で行う方式とすることができる。

イ 前(1).ウに掲げる場所において誘導灯の消灯を行う場合には、当該場所の利用者に対し、次に掲げる事項について、掲示、放送等によりあらかじめ周知すること。

- (ア) 誘導灯が消灯される旨
- (イ) 火災の際には誘導灯が点灯する旨
- (ウ) 避難経路

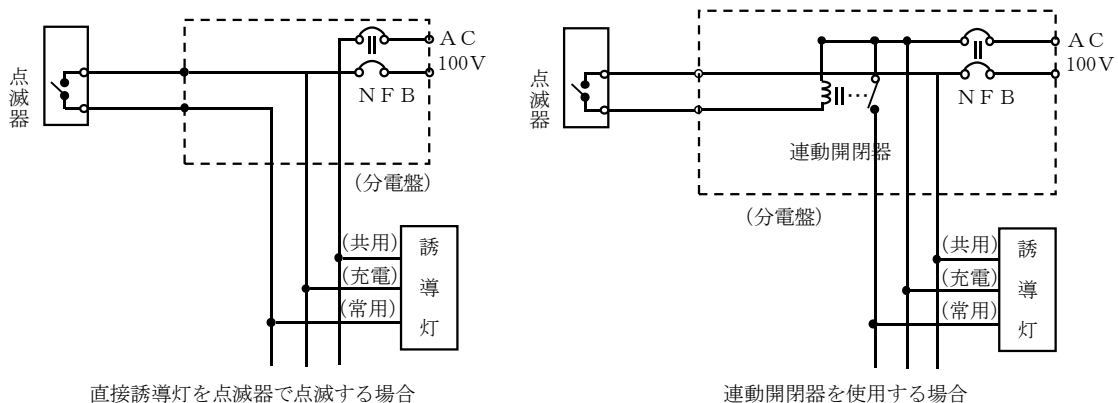
ウ 誘導灯の消灯は、個々の誘導灯ごとではなく、消灯の対象ごと一括して消灯する方式とすること。

(4) 点灯方法

ア 自動火災報知設備の感知器の作動と連動して、消灯している全ての避難口誘導灯及び通路誘導灯を自動的に点灯すること。ただし、自動火災報知設備が設置されていない防火対象物又はその部分であって、次の全ての要件に適合するときは、この限りでない。

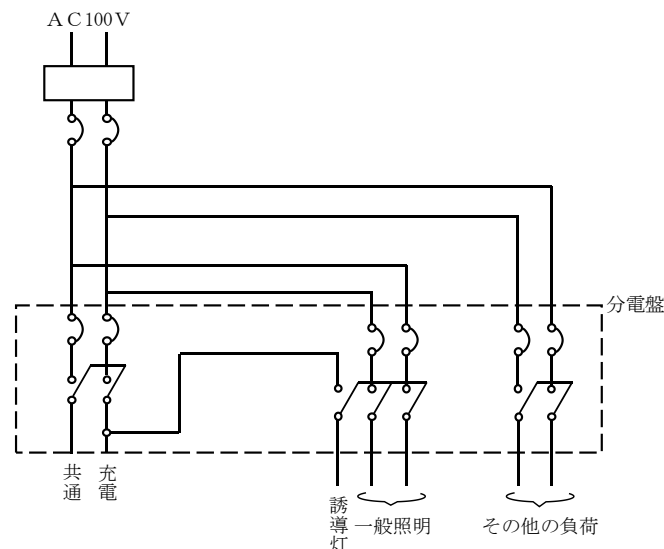
- (ア) 当該防火対象物に勤務する警備員等により防火管理体制が確立されていること。
- (イ) 前(1).ウに掲げる場所以外の場所であること。
- (ウ) 次の第 17-40 図又は第 17-41 図の回路構成により、非常時に消灯された誘導灯の点灯の保証が確保されていること。

<信号装置を用いない場合の機器結線図>



<第 17-40 図>

<信号装置を用いない場合で一般照明と連動させる場合の結線図>



<第 17-41 図>

イ 当該場所の利用形態に応じて点灯する場合には、誘導灯を消灯している場所が前(1)の要件に適合しなくなったときは、自動又は手動により点灯すること。この場合の点灯方法の具体例は、第 17-7 表のとおりである。

＜第 17-7 表＞

消 灯 対 象	点 灯 方 法	
	自 動	手 動
当該防火対象物が無人である場合	○ 照明器具連動装置 ○ 扉開放連動装置 ○ 施錠連動装置 ○ 赤外線センサー 等	防災センター要員、警備員、宿直者等により、当該場所の利用形態に応じて、迅速かつ確実に点灯することができる防火管理体制が整備されていること。
「外光により避難口又は避難の方向が識別できる場所」に設置する場合	○ 照明器具連動装置 ○ 光電式自動点滅器 等	
「利用形態により特に暗さが必要である場所」に設置する場合	○ 照明器具連動装置 ○ 扉開放連動装置 等	
「主として当該防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供する場所」に設置する場合	○ 照明器具連動装置 等	

備考 1 当該場所の利用形態に応じた点灯方法としては、上表に掲げるもの等から、いずれかの方法を適宜選択すればよいこと。

2 自動を選択した場合であっても、点滅器を操作すること等により、手動でも点灯できるものであること。

(5) 設置方法

ア 自動火災報知設備との連動

自動火災報知設備との連動は、次によること。◇

- (ア) 認定品の信号装置を使用すること。また、受信機に移報用端子のないものは、一般財団法人日本火災報知機工業会の自主管理試験に合格したものを使用すること。
- (イ) 自動火災報知設備は、当該設備の技術上の基準に適合していること。

イ 連動開閉器

連動開閉器は、次によること。◇

- (ア) 消灯する誘導灯を制御するための連動開閉器を分配電盤内に設置すること。
- (イ) 連動開閉器は、負荷となる誘導灯に対して十分な容量を有すること。
- (ウ) 連動開閉器は、JIS 等の規格に適合したものを使用すること。

ウ 光電式自動点滅器

光電式自動点滅器は、次によること。◇

- (ア) 光電式自動点滅器は、JIS C8369 に適合する分離式のものをを使用すること。
- (イ) 直射日光を避け、外光のみによって作動する位置に設けること。

エ 施錠連動装置

施錠連動装置は、次によること。◇

- (ア) 施錠時に回路が閉 (ON) となる接点を有するものをを使用すること。
- (イ) 施錠連動装置は、JIS 等の規格に適合したものを使用すること。

オ 照明器具連動装置

照明器具連動装置は、次によること。◇

- (ア) 誘導灯を消灯する防火対象物又はその部分に使用する場合には、照明器具のスイッチの作動と連動すること。
- (イ) 照明器具点灯時に信号回路が開（OFF）となるような回路構成とすること。
- (ウ) 照明器具連動装置は、JIS 等の規格に適合したものを使用すること。

7 電源及び配線

(1) 常用電源

常用電源は、規則第 28 条の 3 第 4 項第 9 号の規定によるほか、次によること。

- ア 誘導灯の常用電源回路には、地絡により電路を遮断する装置を設けないこと。
- イ 常用電源からの専用回路は、2 以上の階（小規模な防火対象物を除く。）にわたらないこと。◇

ただし、階段通路誘導灯にあっては、この限りでない。

(2) 非常電源

非常電源は、規則第 28 条の 3 第 4 項第 10 号及び 2 号告示の規定によるほか、次によること。

- ア 非常電源の容量は、誘導灯に設ける点滅機能及び音声誘導機能についても必要であること。

イ 大規模・高層の防火対象物等

- (ア) 次に掲げる防火対象物で、規則第 28 条の 3 第 3 項第 1 号イ及びロに掲げる避難口、避難階の同号イに掲げる避難口に通ずる廊下及び通路、乗降場（地階にあるものに限る。）並びにこれに通ずる階段、傾斜路及び通路並びに直通階段に設ける誘導灯は、非常電源の容量を誘導灯に有効に 60 分間作動できる容量（20 分間を超える時間における作動に係る容量にあっては、直交変換装置を有する蓄電池設備、自家発電設備又は燃料電池設備によるものを含む。）以上とすること。

- a 令別表第 1(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物で、次のいずれかに該当するもの

- (a) 延べ面積が 50,000 m²以上のもの
- (b) 地階を除く階数が 15 以上であり、かつ、延べ面積が 30,000 m²以上のもの

- b 令別表第 1(16)の 2)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が 1,000 m²以上のもの

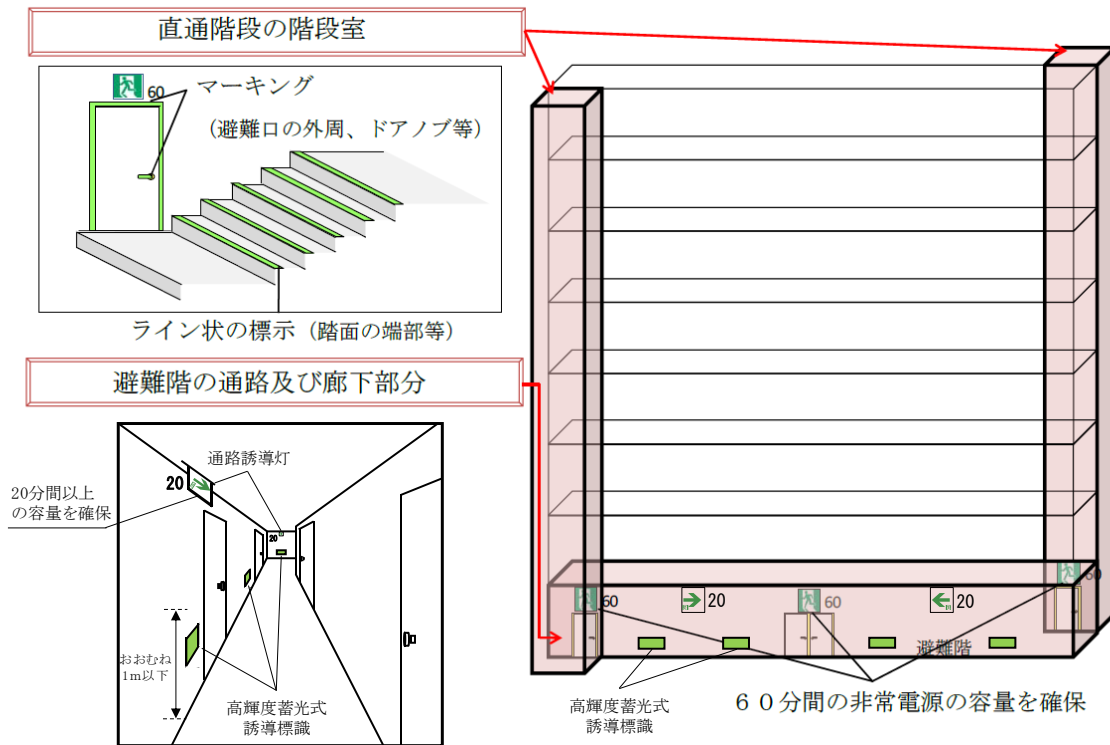
- (イ) 次の a 又は b のいずれかに該当する場合は、前(ア)によらず、当該部分に設ける通路誘導灯の非常電源の容量を 20 分間以上とすることができる。（第 17-42 図参照）

- a 通路誘導灯を補完するために、高輝度蓄光式誘導標識が設けられていること。

なお、高輝度蓄光式誘導標識は、前 5. (2). イ. (イ). a. (a)、(b) 及び (d) によるほか、性能を保持するために、停電等により通常の照明が消灯してから 60 分間経過した後の高輝度蓄光式誘導標識の表示面において、おおむね 75mcd/m²以上の平均輝度となる照度が採光又は照明により確保されている箇所に設けられていること。

- b 前 5. (2). イ. (イ). b の例により、前 a と同等以上の避難安全性が確保されていること。この場合において、「20 分間」とあるのは「60 分間」と読み替えるものとする。

< 通路誘導灯の非常電源の容量を20分間に緩和する場合の例 >



< 第 17-42 図 >

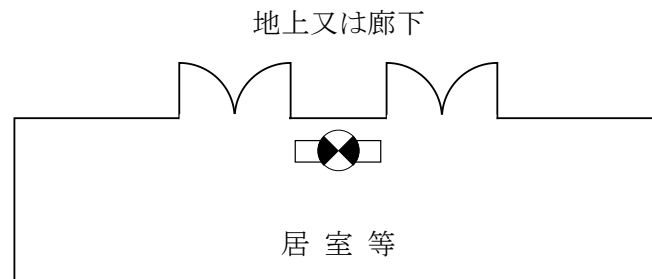
8 特例基準

誘導灯又は誘導標識の設置を要する防火対象物又はその部分のうち、次のいずれかに該当するものについては、令第 32 条の規定を適用し、誘導灯又は誘導標識を設置しないことができる。

(1) 避難口誘導灯

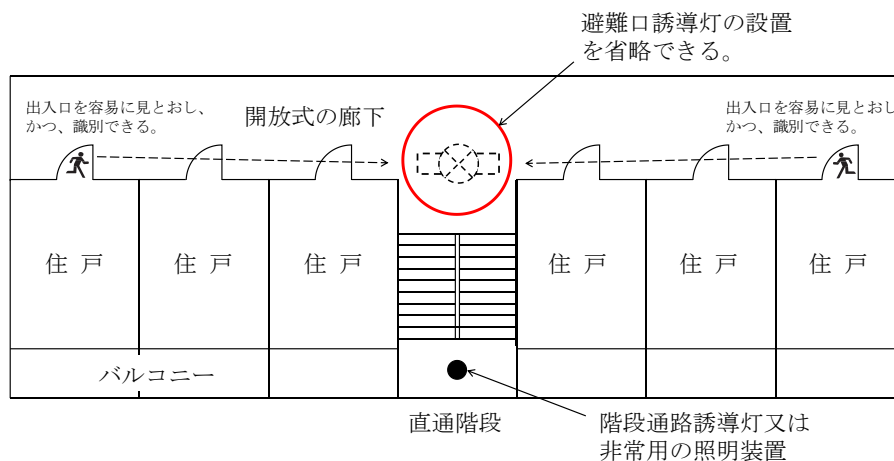
次のいずれかに該当する場合は、当該部分に設ける避難口誘導灯の設置を省略して差し支えないものとする。

ア 避難口が近接して 2 以上ある場合で、その一の避難口に設けた避難口誘導灯の灯火により近接している 2 以上の避難口が容易に識別することができる他の避難口 (第 17-43 図参照)



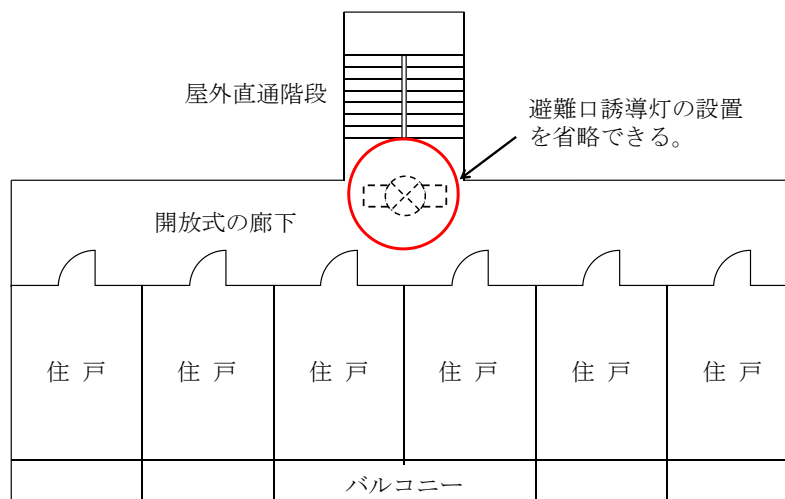
< 第 17-43 図 >

- イ 令別表第 1 に掲げる防火対象物のうち、個人の住居の用に供する部分
- ウ 令別表第 1(5)項ロに掲げる防火対象物の用途に供する階又は令別表第 1 に掲げる防火対象物の部分で、個人の住居の用に供する階にある主要な避難口のうち、次の(ア)又は(イ)に掲げる部分
- (ア) 開放式の廊下等に接続された直通階段の出入口で、次の全ての要件に適合するもの(第 17-44 図参照)
- a 階段の出入口には、扉が設けられていないこと。
 - b 階段には、階段通路誘導灯又は非常用の照明装置が設置されていること。
 - c 居室の出入口から主要な避難口を容易に見とおし、かつ、識別できること。



< 第 17-44 図 >

- (イ) 開放式の廊下に接続された屋外直通階段の出入口 (第 17-45 図参照)



< 第 17-45 図 >

- エ 令別表第 1(5)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分の宿泊室(団体客が宿泊する大部屋を除く。)の廊下等へ通ずる出入口

オ 令別表第 1 に掲げる防火対象物のうち、部分的に客席が設けられた屋外観覧場等からの出入口で、次の(ア)及び(イ)の要件に適合するもの

(ア) 客席放送、避難誘導員等により避難安全体制が確立されていること。

(イ) 日中のみの使用で、夜間に使用されないこと。

カ 直通階段からの出入口で、当該階段から居室等を経由せず直接地上に避難できる最終避難口

キ 令別表第 1 に掲げる防火対象物のうち、冷凍室又は冷蔵室（以下この第 17 において「冷凍室等」という。）の用途に供される部分で、次のいずれかに該当する場合

(ア) 冷凍室等内の各部分から直近の出入口までの歩行距離が 20m 以下である場合

(イ) 避難口である旨の表示及び緑色の灯火が設けられており、かつ、冷凍室等の作業に使用する運搬車等に付置又は附属する照明により、避難上十分な照度が容易に確保できる場合

(ウ) 通路部分の曲り角が 1 以下で、かつ、出入口であることを識別することができる表示及び非常電源を付置した緑色の灯火を容易に確認できる場合

ク 次の要件に適合する居室の主要な避難口（地階及び無窓階に存する避難口を除く。）（第 17-46 図参照）

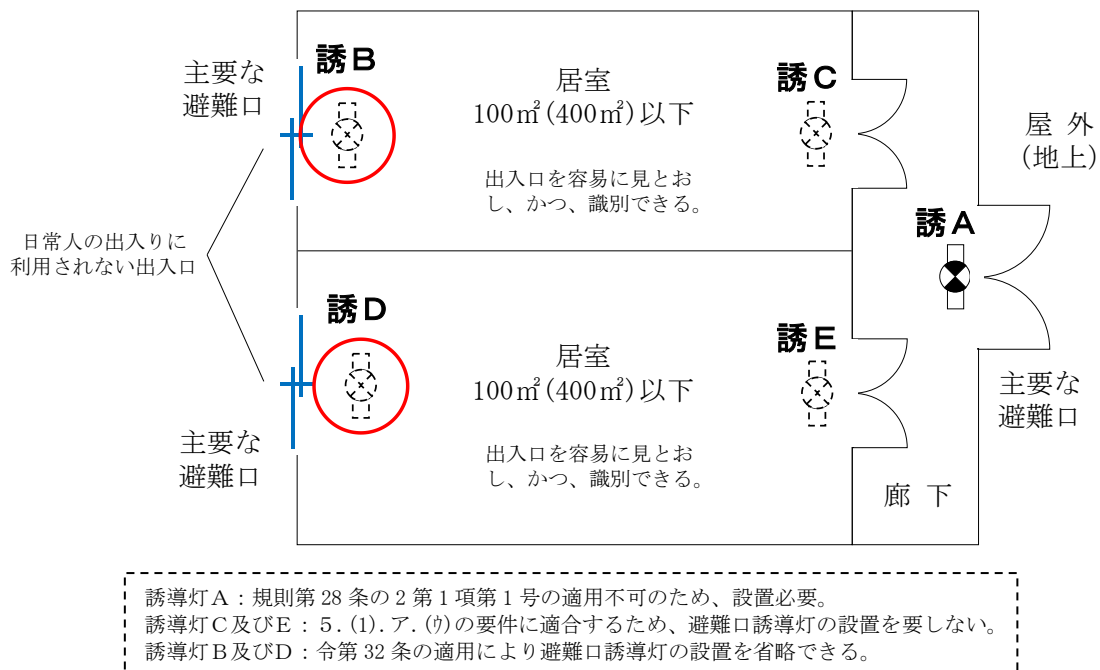
(ア) 居室の各部分から当該居室の主要な避難口を容易に見とおし、かつ、識別することができるものであること。

(イ) 居室の床面積が 100 m²（主として防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供するものにあつては、400 m²）以下であること。

(ウ) 避難口は、次のいずれかに該当するものであること。

a 日常人の出入りに利用されず、かつ、避難経路とならない出入口

b 少数の関係者のみが利用する出入口



< 第 17-46 図 >

(2) 通路誘導灯

次のいずれかに該当する場合は、当該部分に設ける通路誘導灯の設置を省略して差し支えないものとする。

- ア 外光により避難上有効な照度が得られる開放廊下
- イ 令別表第 1 に掲げる防火対象物のうち、個人の住居の用に供する廊下等
- ウ 令別表第 1(5)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分の宿泊室（団体客が宿泊する大部屋を除く。）
- エ 令別表第 1 に掲げる防火対象物のうち、冷凍室等の用途に供される部分で、冷凍室等内に通路が整然と確保され、かつ、避難上十分な照度を有している場合
- オ 関係者以外の者の出入りがない倉庫、機械室等
- カ 避難口誘導灯の設置を省略できる居室内
- キ 客席誘導灯を設けた居室内

(3) 階段通路誘導灯

次のいずれかに該当する場合は、当該部分に設ける階段通路誘導灯の設置を省略して差し支えないものとする。

- ア 外光により避難上有効な照度が得られる屋外階段
- イ 令別表第 1 に掲げる防火対象物のうち、個人の住居の用に供する階段

(4) 客席誘導灯

次のいずれかに該当する場合は、当該部分に設ける客席誘導灯の設置を省略して差し支えないものとする。

- ア 外光により避難上有効な照度が得られる屋外観覧場等の客席部分
- イ 避難口誘導灯により避難上有効な照度が得られる客席部分
- ウ 移動式の客席部分で、非常用の照明装置により避難上有効な照度が得られている部分

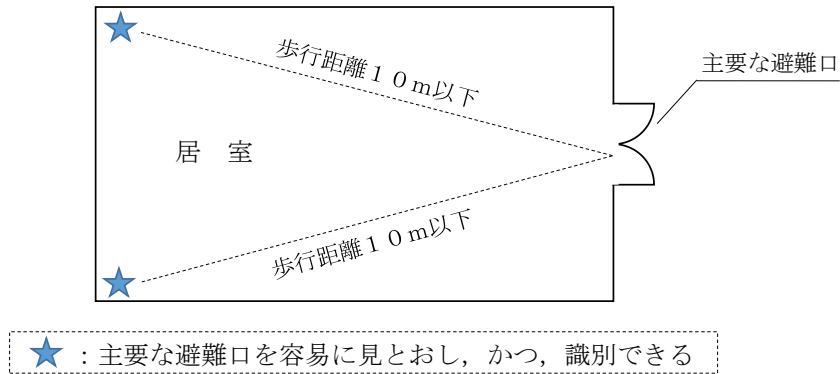
(5) 誘導標識

前(1)から(4)までに該当する場合は、当該部分に設ける誘導標識の設置を省略して差し支えないものとする。

(6) 小規模な防火対象物等における取扱い

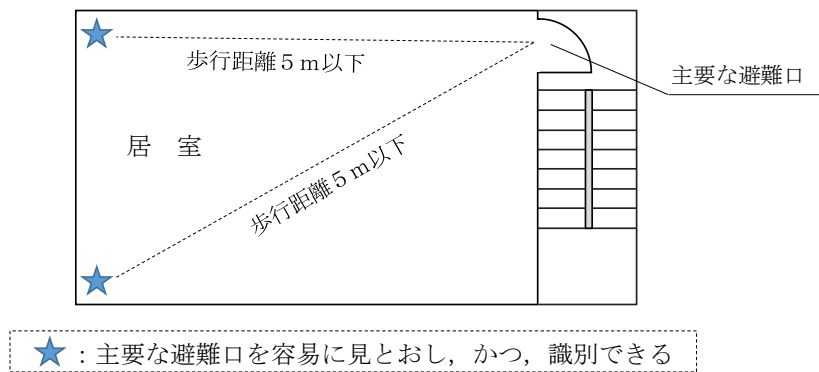
令別表第 1(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物又はその部分のうち、次のいずれかに該当する場合は、誘導灯及び誘導標識の設置を省略して差し支えないものとする。

- ア 延べ面積がおおむね 50 m²以下の小規模な防火対象物
- イ 常時無人である防火対象物（延べ面積が 150 m²以下のものに限る。）
- ウ 常時無人となる部分（当該部分の床面積が 150 m²以下のものに限る。）
- エ 避難階で、かつ、無窓階である階のうち、居室の各部分から主要な避難口を容易に見とおし、かつ、識別することができ、当該避難口に至る歩行距離がおおむね 10m 以下であるもの（第 17-47 図参照）



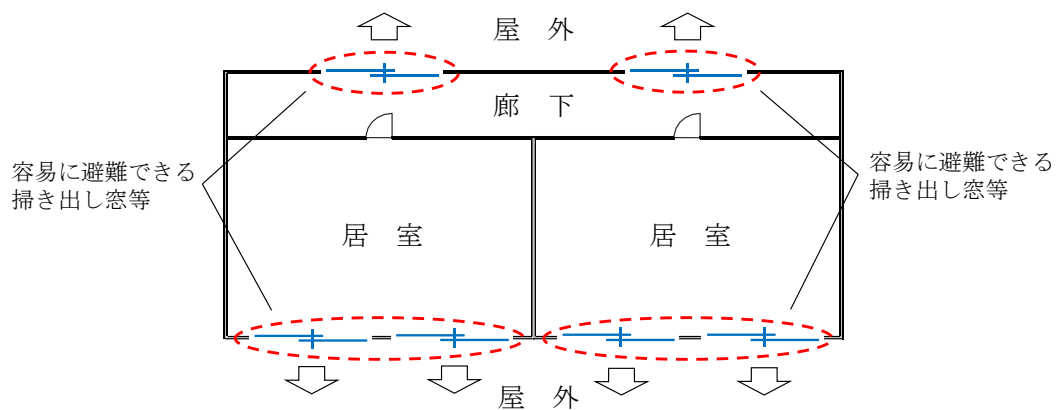
< 第 17-47 図 >

オ 避難階以外の階で、かつ、地階又は無窓階である階のうち、居室の各部分から主要な避難口を容易に見とおし、かつ、識別することができ、当該避難口に至る歩行距離がおおむね 5m 以下であるもの（第 17-48 図参照）



< 第 17-48 図 >

カ 延べ面積が 150 m²以下の防火対象物（平屋建てのものに限る。）で、当該防火対象物の居室、廊下、通路等の掃き出し窓等から屋外の安全な場所へ容易に避難できる構造であるもの（第 17-49 図参照）



< 第 17-49 図 >

(7) 古民家を宿泊施設、レストラン等に活用する場合の取扱い

一般住宅の用に供されていた一戸建ての住宅を令別表第 1(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物（以下この第 17 において「令別表対象物」という。）として使用する場合で、次のアからウまでに該当する部分には、当該各部分における誘導灯及び誘導標識の設置を省略して差し支えないものとする。

ア 次の(ア)から(ウ)までの全ての要件に適合する避難階

(ア) 次のいずれかの要件に該当すること。

- a 各居室から他の室（縁側その他これに類するものを除く。）を経由することなくガラス戸等を開けることにより容易に外に避難できること（ガラス戸等の部分に腰壁がある場合、雨戸等により当該防火対象物に不案内な者が外部であることを判断できない可能性がある場合等の避難に支障がある場合を除く。）。
- b 防火対象物に不案内な者でも各居室から廊下に出れば、夜間であっても迷うことなく（当該防火対象物の利用者が各居室から廊下又は通路に出た際に、避難口や避難階に通ずる階段を容易に見とおし、かつ、識別することができることをいう。以下次のイ.(ア)において同じ。）避難口に到達できること等簡明な経路により容易に避難口まで避難できること。

(イ) 防火対象物の外に避難した者が、当該防火対象物の開口部から 3m 以内の部分を通らずに安全な場所へ避難できること。

(ウ) 防火対象物の従業者がその利用者に対して避難口等の案内を行う、利用者から見やすい位置に避難経路図を掲示する等により、防火対象物に不案内な利用者でも容易に避難口の位置を理解できる措置が講じられていること。

イ 次の(ア)から(ウ)までの全ての要件に適合する 2 階以上の階であって避難階以外のもの

(ア) 防火対象物に不案内な者でも各居室から廊下に出れば、夜間であっても迷うことなく避難階に通ずる階段に到達できること等簡明な経路により容易に避難できること。

(イ) 非常用の照明装置を廊下等の避難経路に設置すること又は利用者が常時容易に使用できるように携帯用照明器具を居室内に設置すること等により、夜間の停電時等においても避難経路を視認できること。

(ウ) 前ア.(ウ)の要件を満たしていること。

ウ 一般住宅の用途に供される部分が存する防火対象物の部分のうち、当該一般住宅の用途に供される部分（令別表対象物の用途に供される部分からの避難経路となる部分を除く。）

9 総合操作盤

総合操作盤は、関連規定によるほか、第 25「総合操作盤」によること。

関 連 規 定		
規則第 28 条の 3	第 4 項	第 12 号
その他	「総合操作盤の基準を定める件」（平成 16 年消防庁告示第 7 号） 「総合操作盤の設置方法を定める件」（平成 16 年消防庁告示第 8 号）	

別 記

蓄光式誘導標識の試験データ（参考例）

- 蓄光式誘導標識の型式等：○○○○○
- 光源となる照明器具の種類：蛍光灯・白熱電球・LED・その他（ ）
- 照明器具の型式等：○○○○○○○
- 測定機器の型式等
- ・測定機器：○○○○○○○
 - ・紫外線強度計：○○○○○○○
 - ・輝度計：○○○○○○○

照度 (lx)	紫外線強度 ($\mu\text{W}/\text{cm}^2$)	20分後の輝度 (mcd/m^2)
15	○. ○	○. ○
25	○. ○	○. ○
50	○. ○	○. ○
100	○. ○	○. ○
200	○. ○	○. ○
300	○. ○	○. ○
400	○. ○	○. ○
500	○. ○	○. ○
600	○. ○	○. ○
700	○. ○	○. ○
800	○. ○	○. ○
900	○. ○	○. ○
1000	○. ○	○. ○

- ※1 「照度」、「紫外線強度」及び「輝度」は、照度計（JIS C1609-1 の適合品等）、紫外線強度計（おおむね波長360nm～480nmの範囲を測定できるもの）、輝度計（色彩輝度計等）を用いて測定した結果を記載。
- ※2 「20分後の輝度」欄には、蓄光式誘導標識を照明器具により20分間照射し、その後20分間経過した後における測定値を記載（規則第28条の3第4項第10号の規定において誘導灯を補完するものとして蓄光式誘導標識を設ける場合にあっては、「60分後の輝度」として、照明器具により20分間照射し、その後60分間経過した後における測定値を記載）。
- ※3 当該試験データを設置届に添付する等して、試験結果報告書に記載の「設置場所の照度」と突合して、蓄光式誘導標識の性能を保持するために必要な照度が確保されていることを確認。
- ※4 蓄光式誘導標識を複数設ける防火対象物にあっては、
- 当該防火対象物に設ける蓄光式誘導標識の型式等ごとに当該データを添付するとともに、
 - 試験結果報告書の「設置場所の照度」についても、各設置箇所によって照度が異なる場合には、当該照度の範囲（例：○○lx～△△lx）を記載。また、必要に応じ、個別の設置箇所における照度を別紙にて添付。
- ※5 経年等に伴い、「照度」、「輝度」等が所期の条件に適しないことが、点検等の際に明らかとなった場合には、個別の状況に応じ、照明器具の交換・変更、蓄光式誘導標識の交換・変更等を適宜実施。